

## 第14期 葛飾区社会教育委員の会議（第1回） 会議録

● 開催日時 令和5年6月13日（火） 午後2時00分～4時57分

● 会場 ウィメンズパル 洋室A

● 出席者

社会教育委員（6人）

高井 正 萩原 建次郎 緒方 美穂子 齋藤 桂三  
佐藤 菊宏 澤村 英仁

教育長 小花 高子

教育次長 中島 俊一

事務局職員（4人）

生涯学習課長 柏原 正彦  
生涯学習課学び支援係長 佐藤 吉裕  
生涯学習課学び支援係（社会教育主事） 与儀 睦美  
生涯学習課学び支援係 矢作 孝寛

説明者（3人）

地域教育課長 高橋 裕之  
生涯スポーツ課長 柿澤 幹夫  
生涯スポーツ課事業係長 張替 武雄 出席者 計15人

### 次第

- 1 委嘱状の交付
- 2 教育長挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 議長、副議長の選出
- 5 議事
  - (1) 社会教育委員の職務と会議の運営について
  - (2) 協議テーマについて
  - (3) 社会教育関係団体への補助金交付について
    - ア 葛飾区子ども会育成会連合会
    - イ 一般社団法人 葛飾区体育協会
    - ウ かつしか地域スポーツクラブ
      - (ア) 特定非営利活動法人 こやのエンジョイくらぶ
      - (イ) 一般社団法人 オール水元スポーツクラブ
    - エ 葛飾区文化協会
  - (4) その他
    - ア 葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会委員の推薦
    - イ 葛飾区教育振興基本計画推進委員会委員の推薦
    - ウ その他
- 6 今後の会議日程

【配付資料】 ◇：送付済み資料 ○：机上配布資料

○第14期葛飾区社会教育委員名簿 [資料1]

○社会教育法（抜粋） [資料2]

- 葛飾区社会教育委員の設置に関する条例・同条例施行規則 [資料3]
- 葛飾区社会教育委員の会議 協議テーマ [資料4]
- 葛飾区社会教育関係団体に対する補助金の交付について (諮問) [資料5]
- ◇補助金申請関係資料[資料6]
- 第14期社会教育委員の会議スケジュール (案) [資料7]
- 「社会の急変を契機として、これからの生涯学習と生涯スポーツを考える (記録と提言)」 (第13期葛飾区社会教育委員の会議)
- かつしか教育プラン2019～2023 (葛飾区教育振興基本計画)
- 「葛飾区教育振興基本計画」の策定に向けた」区の教育振興に関するアンケート調査 報告書
- 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画 中間見直し 令和5年度・6年度
- かつしかのきょういく 第151号
- かつしか区民大学情報誌 まなびぷらす Vol.133
- 関連事業チラシ (わがまち楽習会、子どもを犯罪から守るまちづくり活動、そうさく教室)
- エコファイル

## —開会—

**○事務局** 本日は大変お忙しいところお集まりくださいます、ありがとうございます。ただ今から、第14期葛飾区社会教育委員の会議の第1回会議を始めます。

本日の進行については、お手元の次第に沿って進めてまいります。

## 1 委嘱状の交付

**○事務局** まず、第14期社会教育委員の委嘱状の交付でございます。本来、教育長から手渡しさせていただくところですが、机上に配付いたしましたことで代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

## 2 教育長挨拶

**○事務局** それでは、委嘱に当たりまして、小花教育長からご挨拶を申し上げます。

**○教育長** 皆さんこんにちは。教育長の小花でございます。この度は大変お忙しい中、第14期の葛飾区社会教育委員の会議の委員を引き受けていただきまして、本当にありがとうございます。

今後2年間でございますけれども、本区の社会教育振興のために様々ご助言を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

本区の社会教育委員の制度でございますけれども、平成8年度にスタートしてございます。これまでも様々な課題につきましてご協議をいただきご提言をいただいていたと

ころでございます。

そして、もう既に委員の皆様方ご案内のとおり、このコロナ禍がございまして学校教育も大きな影響を受けましたけれども、社会教育分野でも、図書館、スポーツ施設、また博物館などにつきましても大きな影響を受けたところでございます。5月8日からは学校も含めまして、特段の感染対策は必要ないということで、通常の運営に戻っておりますけれども、全てがコロナの前のおりに戻っているというわけでもなく、これからの新しい良い形を探していかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

そのことも踏まえまして、今回の14期の社会教育委員のテーマにつきましては、あらかじめ、「区民の誰もが生涯にわたって学び続けることができる仕組み作りについて―“学びによる循環社会型社会”の構築―」とさせていただいているところでございます。

2年間をかけましてご意見をいただき、何らかの形で、ご提言をまとめていただけますとありがたいと思っております。また、そのテーマに縛られずに、広く社会教育行政全般につきましても、その推進に向けましたご意見、様々なご提言をいただきますとありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○事務局** ありがとうございます。この社会教育委員の会議は原則として公開しております。傍聴者がいらっしゃる場合があります。本日の傍聴者は1名いらっしゃいます。ここで傍聴者に入場してもらいます。

それではこちらで、小花教育長ですが、他の公務がありますので、退席させていただきます。

**○教育長** 大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局** それでは本日の資料の説明をさせていただきます。

お手元、机上に配布いたしました資料は、次第と第14期葛飾区社会教育委員の名簿、そして、参考資料としまして社会教育法の一部抜粋でございます。それから、葛飾区社会教育委員の設置に関する条例と裏面にその施行規則が資料3でございます。それから今期、第14期の協議テーマが資料4でございます。そして、葛飾区社会教育関係団体に対する補助金の交付について諮問の要請が、資料5です。また資料6につきましては、委員の皆様には事前に郵送させていただいております、補助金申請関係の資料です。資料7は、今後の社会教育委員の会議のスケジュール案でございます。それから、前期、第13期葛飾区社会教育委員の会議がまとめました「社会の急変を契機として、これからの生涯学習と生涯スポーツを考える（記録と提言）」のブルーの冊子です。それから葛飾教育プランです。こちらは現行の葛飾区教育振興基本計画で、今年度、2023年度ま

でのものです。それから、来年度以降の葛飾教育プランの策定に向けた区民アンケート調査の報告書です。また、第2次葛飾区子ども子育て支援事業計画の中間見直しをお渡ししたいと思います。

また、「葛飾の教育」の151号、葛飾区民大学情報誌「まなびぷらす」133号、関連事業チラシとしまして、「わがまち楽習会」や「子どもを犯罪から守るまちづくり支援活動」、「そうさく教室」等のチラシを置かせていただきました。それから、エコファイルもお渡しします。

資料等につきましては以上でございますが、全てでございますでしょうか？

### 3 出席者紹介

**○事務局** それでは、社会教育委員の皆様を紹介を、自己紹介の形でお願いしたいと思います。団体選出の委員には、その所属されていらっしゃる団体の活動などもご紹介いただければありがたいと思います。

委員の皆様には先立って、教育委員会事務局の自己紹介をさせていただきます。

私は、担当職員で、生涯学習課の社会教育主事をしております、与儀と申します。よろしく申し上げます。続きまして、中島次長申し上げます。

**○教育次長** 教育次長の中島でございます。よろしくお願いいいたします。

**○生涯学習課長** 生涯学習課長の柏原と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

**○事務局** 生涯学習課学び支援係長の佐藤と申します。よろしくお願いいいたします。

**○事務局** 生涯学習課学び支援係の矢作と申します。よろしくお願いいいたします。

**○地域教育課長** 今年の4月に着任いたしました地域教育課長の高橋と申します。よろしくお願いいいたします。

**○事務局** それでは恐縮ですけれども、緒方委員から申し上げます。

**○緒方委員** 緒方美穂子と申します。NPO法人のレインボーリボンの代表をしております、こんにちは。レインボーリボンは子ども食堂ですとか、コロナになってから、フードパントリーはやっておりまして、あと、いじめ防止教室を小・中学校に出張授業をしたりですとか、今、PTAイノベーション事業に力を入れようとしています。あと私は葛飾こども食堂居場所作りネットワーク、子ども食堂とか子どもの居場所を運営している団体、20団体ほど入っているネットワークの代表も務めております。よろしくお願いいいたします。

**○澤村委員** 澤村英仁と申します。ちょっと読みにくいのですが、「エイジ」です。ジンではなく。この名簿に書いてある団体名、「町の文化と歴史をひもとく会」ですが、

これは葛飾区の東四つ木の地域で、有志が集まって、その町の歴史やら何やらを調べていこうというグループで、その成果を地区センターまつりの展示だとか、あるいは冊子にまとめたり、それから木根川小学校の中に一室をお借りしまして、木根川史料館を作りまして、小学校の地域教育などにも協力しながらやっております。

社会教育委員名簿の「木根川資料館」の「資」は、資料の「資」ではなくて、正しくは歴史の「史」です。グループは、ちょうど今年で設立 20 年になります。私は最初からいたわけではなくて、16 年目になります。

それから、その後、博物館の、葛飾探検団だとか、そういうボランティア組織で、街歩きをやったり、調査をやったりしていました。私はサラリーマンだったのですが 60 歳で退職をして、その後は、区民大学の運営委員も 4 年ほどやりました。それから、文化財保護推進員をやることになりまして、こちらの方は今でも引き続きやらせていただいています、丸々 8 年になります。

年齢は来年 70 になります。そろそろ今までやってきたことを何か一つにまとめたいな、とも考えております。振り返ってみれば、50 歳を過ぎてから、学ぶことの楽しさとか、そういうものが実感的にわかってきたような感じでした。何かこの会議についてお役に立てることがあればと思っております。よろしく申し上げます。

**○萩原委員** 萩原建次郎と申します。駒澤大学の総合教育研究部というところで、教職課程なのですけれども、その中に社会教育主事講座というのがありまして、そこの専任教員をしております。

私の専門は社会教育と教育人間学なのですが、テーマは、「子ども若者の居場所と人間形成」ということで、25 年ほどやっております。具体的な研究のフィールドは児童館とかユースセンターといったところが主になるんですが、最近では地域の青少年育成活動の大切さというのを非常に感じていまして、そのあたりも関心を持っているところです。

**○高井委員** 高井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私、元々足立区教育委員会の社会教育主事を 36 年間やっておりました。その頃から、与儀さんや佐藤さんと同じ社会教育主事という立場で、いろんなことを連携しながら、取り組んでまいりました。

社会教育主事をやりながら、19 年間立教大学の非常勤講師などもやっております、定年 1 年前に、立教大学の学校・社会教育講座、教員免許や学芸員、図書館司書、社会教育主事という専門資格を取る課程が 4 つ集まって、学校・社会教育講座を作っておりますが、その中の社会教育主事課程の教員として 8 年間勤務してまいりました。元々定年を過ぎていたんですが、この 3 月に退職をいたしまして、現在早稲田大学の非常勤講

師をやらせていただいております。夏には、福島大学の集中講義なども担当させていただいております。

私も、足立区の職員時代には、例えばこの社会教育委員会議の事務局を担当しておりましたので、会議を運営して、意見をまとめていく大変さということは体験してきているつもりです。本区では、提言などを様々な形でまとめて作っていて、大変すごいなと思っております。どこまでできるかわからないところもありますが、何とか役割を果たしていければなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**○齋藤委員** 齋藤桂三と申します。どうぞよろしく願いいたします。私は今、「かつしか区民大学」の区民運営委員の理事をさせていただいております。今年度から8期がスタートし、7期も運営委員として活動させていただきました。年間で100講座ぐらい「かつしか区民大学」があるのですが、そのうちの大体10講座ぐらいを、この区民運営委員会が企画をして、葛飾学というものを提案し、なるべく多くの方々に受講していただくということで、日々、委員みんなで検討して、企画を立てている最中です。

今回初めてなものですから、何をどうすればいいのかよくわかりませんが、もし私の力が何かにプラスになるのであれば、というふうに思って参加させていただきました。

**○佐藤委員** 佐藤菊宏と申します。よろしく願いいたします。水元地区委員会から来ました。推薦は、葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会というところからです。19人いる会長の中から声掛けをいただきまして、ここに来ました。20年ぐらい、地区委員会の委員としてやってきました。私達の地区委員会は、協議体ということで、基本的には事業をやるのではなく、町を挙げて各団体で協議をして、その情報をみんなで共有し、子どもたちの健全育成を目指していこうと、そういう団体です。とはいえ、行事はたくさんございます。葛飾区でやっているスポーツフェスティバルや、ロードレース大会、また、「葛飾郷土かるた」の競技会などです。

どちらかといいますと、私の方は、子どもたちに何かを指導するというよりも、一緒になって楽しく遊んでいるというような形です。これから皆さん方のお持ちの知識を勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○事務局** ありがとうございます。それから、学校教育関係者として、小学校校長から風澤明子委員、中学校校長から山村智治委員のお二人に委員をお願いしています。本日はお仕事の都合でお二人とも欠席との連絡をいただいております。以上8人の委員の皆様、2年間どうぞよろしく願いしたいと思います。

## 4 議長、副議長の選出

**○事務局** 続きまして、4番目、議長副議長の選出に移りたいと思います。規定で、議長副議長は委員の皆様の互選によることになっております。委員の皆様の方から、立候補や推薦などのご意見がございましたらお願いしたいと存じます。

もしよろしければ、事務局の方で議長副議長の候補者の案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「お願いします」の声。)

**○事務局** ありがとうございます。それではご了解いただきましたので、事務局案として議長には高井正委員を、副議長には萩原建次郎委員を推薦したいと思います。

いかがでございましょうか？

(「異議なし」の声。続いて拍手。)

**○事務局** ありがとうございます。皆様の拍手をもってご承認いただきましたので、第14期は、高井議長、萩原副議長ということで、お願いしたいと存じます。ここで名立てを代えさせていただきます。議長、副議長からご挨拶をいただければと存じます。

**○議長** 私、足立区に勤めていて、草加市に住んでおりまして、葛飾区在住在勤ではないわけなんですね。そこへお話をいただき、いろいろ考えました。皆さんにとって当たり前のことが、例えば、青戸はどこにあるとか、あそこはどこにある、と言われても、皆さんにとって当たり前のことも、私はの当たり前じゃないこともいっぱいあつたりしますので、その結果、ずれた質問をする場合があるかと思いますが、ぜひお許しいただければなと思っております。

会議の議長として、これから萩原副議長さんと一緒に、活発な意見交換ができるような、会議の運営をしていきたいと思っております。そのためには、委員の皆さんのご理解とご協力が不可欠になりますし、また事務局の皆さんのご支援がとても大切だと思っております。

力不足がいっぱいあるかと思いますが、議長としての役割を果たしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げたいと思っております。

**○事務局** ありがとうございます。それでは萩原副議長、よろしく申し上げます。

**○副議長** 先ほど高井議長がおっしゃったように、私も同じく今埼玉県の川口市に在住しておりまして、在勤地は世田谷区なんですね。世田谷区や他の区では社会教育委員を経験したことはあるのですが、今回葛飾区は初めてということで、墨田区には住んでいたことがあって近くまでは来ていたのですが、まだ土地勘のわからないところがありまして、その点猛勉強させていただきながら、少しでも議長の助けになりつつ、皆さんに

とって何かお役に立てるように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局** 以前、青少年育成青戸地区委員会が主催された「わがまち楽習会」の講師として、青戸地区センターにおいでいただき、お話しくださったことがありました。どうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局** それでは、これ以降の進行は、高井議長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

## 5 議 事

### (1) 社会教育委員の職務と会議の運営について

**○議長** では、皆さん、よろしくお願いいたします。私は草加市に住んでおまして、草加市にも市民大学というのがありまして、足立区の職員を辞めてから、その委員に、作文を書いて公募いたしまして、抽選で当たったのですね。それから8年ぐらい委員をやったりしながら、併せて社会教育委員の公募もあったので、募集しました。ただ、1つ公募委員をやっているときは2つ目は公募してはいけないのだと言われて、そんなルールがあるのを知らなかったのです。

そんなことがありまして、翌年ぐらいから、草加市の市民大学の委員という立場での社会教育委員をやらせていただいています、今、3期目で、議長もやらせていただいています。

社会教育委員というのは法律に規定されておりまして、どういう役割があるのかなど基本的なルールがありますので、そのことを理解した上で職務をやっていきたく思います。

自治体によっては、かなり違った役割を期待されている面もあるかと思しますので、まずは、この葛飾区での職務と会議の運営について、説明を受けて確認していきたいと思ひます。

では、説明を事務局からお願いいたします。

**○事務局** それでは、社会教育委員の職務と会議の運営、さらに会議録や傍聴等について、ご説明をさせていただきます。お手紙を委員の皆様には送らせていただきましたので、重複する部分もあるので、簡略に説明させていただきます。

まず、社会教育委員の制度と職務についてですが、社会教育委員の制度といいますのは、人々の意向を社会教育行政に反映させるために、いわば、住民参画型行政の仕組み

として設けられております。

社会教育法という法律がございまして、今日はとても長い法律の一部抜粋を置かせていただきましたけれども、その第15条に社会教育委員ということで、その根拠があるものでございます。社会教育委員というのは、その第15条2項で、教育委員会が委嘱することになっております。それで、本日、委嘱状をお渡ししたような次第です。

先ほど教育長からもお話がありましたように、本区では平成8年3月に社会教育委員の設置に関する条例を定めて、それまではなかったのですが、平成8年から設置されました。定数は10人以内で、任期は2年となっております。現在、10人以内ですが、葛飾区社会教育委員は、長年8人体制でやってきております。

皆様方は第14期の葛飾区社会教育委員ということで、葛飾区の場合は2年で1期ですので、14期になります。今年の5月1日から令和7年4月30日までが、2年間の任期となります。

次に、社会教育委員の職務ですが、社会教育法の第17条に詳しく、具体的に社会教育委員の職務が規定されております。社会教育に関して教育委員会に助言するというのが大きな職務となっております。具体的には、社会教育に関する計画づくりやこのような「社会教育委員の会議」といった会議体を開いて、教育委員会の諮問に応じて、意見を述べたり、そのための研究や調査をすることなどが職務となります。

また、教育委員会で社会教育について意見を述べることができます。さらに、今日、審議していただきますけれども、補助金の申請に関して意見を述べるということも、社会教育委員の役割とされております。

ただ、いつでも意見を述べることができるということにはなっておりますけれども、そして、また社会教育委員は独任制というか、お一人お一人が独立したお立場でいろいろな活動をされることが可能なのですけれども、なかなかお一人できなりというのは難しいということもあるということで、こういった社会教育委員の会議という会議体を開きまして、そこでいろいろご意見を言っていただき、それをまとめて、教育委員会にご意見をお示しするという形を取っております。

次に、会議運営ですが、資料7のスケジュール表を御覧いただければと思います。まだほとんど埋まっていないスケジュール表ですが、今後は議長の招集によりまして、おおむね1か月に1回、または、2か月に1回、年間9回ほど会議を開催していただく予定です。

令和7年の1月頃までに提言書または報告書といった形で、今後ご協議いただく内容をおまとめいただければと存じます。

提言ということに限らずとも、そのほか全体的な社会教育行政について、ご意見を頂

くことは可能です。この会議は、全体で開く全体会のほかに、必要に応じて正副議長会や、提言書をまとめる段になった場合に、一部の方で起草委員会を開くなど、臨機応変な形で会議を開催していただきたいと思います。

会議のほかに、見学会や講師を招いての学習会等を企画していただいて、勉強会を開いていただくことも可能です。会議の日程は、できるだけ皆様のご都合に応じて調整してまいりたいと思っております。

併せて、会議の記録と公開についてご説明いたします。会議の記録については、要点をまとめた会議録を作成しております。作成に当たりましては、事務局でまとめた記録を委員の皆様にご確認いただいた後に、正式な記録としまして、会議録は区のホームページで公開いたします。

そのためにレコーダーによる録音を今日もさせていただいておりますけれども、ご了解いただきたいと思います。この録音データは補助資料ですので、そのものを公開の対象にはしません。

次に、会議の公開ですけれども、本日もいらっしゃいますが、区民などから傍聴希望があれば、教育委員会傍聴規則に準じて対応して許可することになります。

また、時々、会議などの状況を写真に撮らせていただくこともございますので、ご了承いただければと思います。最後に記録をまとめたときに、まとめの文章の中で、写真等を使わせていただくこともあるかと思えます。ご了解いただければ、ありがたいです。私からの説明は以上です。

**○議長** ありがとうございます。何かご質問があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。確認ですが、私もこのお話を頂いてから、ホームページで、どのような議論をされているのかを確認するため、会議録を見せていただきました。

今の説明にはありませんでしたが、会議録には委員の名前も載るといことですね。議長と副議長は「議長」と「副議長」になるかと思いますが、例えば佐藤委員、何々ということで話した概要が載る、要点が載るといこと、お名前が載るといことが前提になっているようですので、それをご理解いただければと思います。

だからといって、活発な議論を妨げるというわけではありませんので、後ほど確認のチェックが入りますので、そこでニュアンスを変えることも当然全体の流れであるかと思えますので、ご理解いただければなと思っております。

委員の職務、会議の運営、会議録、傍聴についてのご説明がありました。何か確認、質問はありますでしょうか。では、了解いただいたといこと進めていきたいと思えます。また、何か気がついたことがあればご意見を頂いて、事務局を含めて確認をしていければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、今のご説明で運営について了解ということできたいと思います。

## (2) 協議テーマについて

**○議長** 続きまして、一番大事なことになるかと思いますが、今期の協議テーマについて、事務局の生涯学習課長さんからご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

**○生涯学習課長** では、私から、お手元の資料4を基に協議テーマにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、1の「テーマ設定にあたって」でございます。社会教育委員の会議における協議テーマは、その時々社会教育・生涯学習の課題の中から、その課題解決に向けて教育委員会の具体的な施策として構築していく必要があるものを選定しております。そして、その協議テーマに基づきまして、委員の皆様へ2年間ご協議を頂くこととなるものでございます。

次に、2の「第14期テーマ」でございます。先ほど教育長の挨拶でもございましたとおり、「区民の誰もが生涯にわたって学び続けることができる仕組みづくりについて」、サブタイトルといたしまして、「“学びによる循環型社会”の構築」といたしております。

協議に当たりましては、障害のある方もない方も、子どもから青年、高齢者まで、区民の誰もが学び続けることができる環境づくりをどうすべきか、また学んだことを地域に還元する、学びの循環の仕組みづくりはどうあるべきかなど、様々な視点からご意見を賜りたいと考えてございます。

なお、参考といたしまして、資料の裏面にこれまでの協議で頂いたテーマを掲載してございますので、併せて御覧いただければと存じます。私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長** ありがとうございます。葛飾区教育委員会として、ぜひ具体的な施策として、充実、再構築、確立していきたいというような、そういった必要があるのだということについてご提案くださったものが、今回のテーマになっているのかなと思われました。

教育委員会にとって、このテーマを深めていくことが、ぜひ大事だということですので、それを踏まえて議論していければと思います。

今のご説明について、何かご質問とか確認とかあれば、自由に出していただければと思いますが、いかがでしょうか。緒方委員さん、お願いします。

**○緒方委員** 細かいことなのですが、「障害のある方」の「害」という漢字は、

これは区政の中では漢字を使うという方針なのでしょうか。

**○生涯学習課長** 現在のところ、葛飾区で「障害者」とか「障害者施策」といったときの「害」は、この漢字を統一的に使わせていただいているという状況でございます。

**○緒方委員** そうですか。分かりました。

**○議長** よろしいですか。もし、それに対してご意見とかあれば。

**○緒方委員** そうですね。市民の立場から言うと、かなり違和感はありますということは、ちょっと意見として言っておきたいと思います。

**○議長** 緒方委員さんの考えとしては、障害の「害」については、平仮名がよろしいのではないかというご提案でしょうか。

**○緒方委員** 平仮名のほうがいいのではないかと思います。

**○議長** それについて、提言なり助言は委員としての意見として出していく、ということですので、頂いたのは、「害」という漢字だとしても、私たちとしてはどうだということ合意できれば、変えても問題ないのではないかと思います。

**○緒方委員** そうなのですか。

**○議長** 頂いたテーマとしては、法律的にはこの「害」という漢字を使っていますので、私たちの意見としてまとめていくときは、私たちが合意すればいいのではないかなと個人的に思っています。それについては、またどこかで確認すればよろしいかなと思います。

**○緒方委員** 分かりました。

**○議長** 貴重な意見、ありがとうございます。そういった表現も、いろいろなそれぞれの方々、活動している方の思いが込められているものになるかと思っておりますので、そういったことについても、ぜひお出しいただければなと思っております。

協議テーマについて何かご意見はございますでしょうか。教育委員会としても考えていかなければいけない大事なテーマとして設定していただいておりますので、私たちの立場で、それぞれいろいろな立場の活動をしているメンバーが集まっておりますので、その中で議論を重ねながら、このテーマに対して私たちの思いを整理していければなと思っております。

**○事務局** 少しよろしいでしょうか。今、議長のほうからあったとおりなのですが、テーマは教育委員会から提示させていただいておりますけれども、議論の中身や方向性等については全く白紙ですので、皆様方で自由に議論していただきたいと存じます。

そして、社会教育委員の会議の提言という形でお出ししている冊子等も、委員の皆様方が中身について責任を持って書いていただくという、葛飾区の場合はそういった形でやっております。予算は教育委員会を取っておりますけれども、例えば、和暦と西暦をど

うするかとか、そういうところから、そのときの委員の皆様のご意見で、表現の方法についても皆様方の思いを生かして作っていただくという形で、葛飾区の場合はやっておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

**○議長** ありがとうございます。公費で作成されるものですが、中身は、私どもはこうしたものを作っていく、ということによろしいということをお話いただいたのかなと思います。

では、テーマについては、ここ書かれているテーマについて、議論していくということによろしいでしょうか。では、このテーマについて、これから、目標は令和7年1月に向けて議論を重ねていければなと思っております。ありがとうございました。

この後、今日はとてもボリュームがある補助金についての議論がありますので、ここで一息入れたいと思います。休憩後、この時計で50分から再開したいと思います。

(休憩)

### (3) 社会教育関係団体への補助金交付について

**○議長** それでは時間になりましたので、再開します。3つ目の中身ですが、「社会教育関係団体への補助金交付について」ということで、まず、なぜ、私どもがこれについて審議しなければいけないのかということ、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**○事務局** それでは、社会教育関係団体への補助金交付につきまして、ご説明をいたします。社会教育法第13条で規定されておりますけれども、「社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の会議等の意見を聞いて行わなければならない。」という規定がございます。

これは、もともと憲法89条で補助金については制限がございまして、「公金その他公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出、又はその利用に供してはならない。」ということで、基本的に補助金というのは支出してはならないという条文が憲法89条にございます。

しかしながら、この社会教育法第13条で、社会教育委員の会議等の意見を聞いて行えば、支出できると読み取ることができます。この社会教育法第13条にある社会教育関係団体というのは、社会教育法第10条で規定されておまして、「社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としている団体」のこととございます。

本日委員の皆様、教育委員会から、社会教育委員の会議の議長に対して出された諮

問文をコピーしたものをお渡ししております。「社会教育関係団体に対する補助金の交付について」という諮問です。本日は、このことについてご審議をお願いしたいと思います。

それぞれの所管課長から説明をいたしますので、ご審議のほど、どうぞよろしく願います。

**○議長** ありがとうございます。葛飾区教育委員会から公印をつけた諮問文を頂いております。これに踏まえて、きちんと答申を出していきたいと思っております。

今、ご説明がありましたが、基本的に補助金を出してはいけないということがあるわけなのですが、活動の振興にはどうしても不可欠だということがありますので、ものすごく平たく申し上げると、「お金を出すから言うことを聞け」というようなことは、やっちはいけないというわけですね。

サポートするけれどもコントロールはしないと、そのような考え方で「サポート・バット・ノーコントロール」というような考え方で、「支援はするけれども、コントロールしません」ということです。憲法の規定でいえば、「ノーサポート・ノーコントロール」ということなのですから、社会教育を振興していくために、区民の方も含めたこういった委員会の中で中身について確認をして、特に必要なものだからと確認した上で出していくという、「サポートするけれども、コントロールはしない」ということとの確認の意味で議論するのだということでご理解いただければと思います。

## ア 葛飾区子ども会育成会連合会

**○議長** では、5件ありますので、まず1つ目の「葛飾区子ども会育成会連合会」から順番に1つずつ協議していければと思います。

では、地域教育課長さんからご説明をお願いいたします。

**○地域教育課長** 地域教育課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。それでは、私から葛飾区子ども会育成会連合会に対する補助金の交付につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料6を御覧ください。1ページ目です。本補助金につきましては、葛飾区の子ども会育成会連合会事業補助金交付要綱を根拠に、葛飾区子ども会育成会連合会の活動に要する経費の一部を補助することにより、地域における子どもの健全育成及び子ども会相互の交流を図ることを目的に公費を支出するものでございます。

以下、葛飾区子ども会育成会連合会を、通称で「区子連」と申しておりますので、略称で説明をさせていただきます。資料の2ページを御覧ください。補助金の申請額は

150万、事業の完了予定日につきましては、令和6年3月31日を予定しています。

次に、「団体の目的・組織」について、ご説明をいたします。区子連は、昭和36年に設立され、現在、加盟している子ども会の数は60団体、子ども会の会員数は3,550人、ジュニアリーダー、育成者、指導員等は、全部合わせて1,709人在籍しています。

次に、申請の趣旨について説明をいたします。子どもを取り巻く環境への対応や、親の意識を変える育成会活動など、子ども会が抱えている課題を、子ども会が基本としている理念と実践の原点に戻り、4つの方針と4つの重点目標を掲げて活動を推進しております。

4つの方針とは、1つ目が、子ども会の主人公は子どもたち、2つ目が、子どもの手による子ども会活動、3つ目が、地域の子どもは地域全体で育てる、4つ目が、学校、家庭、地域を結ぶ子ども会、これを4つの方針としています。

また、4つの重点目標につきましては、1つ目が、地域と子どもに7つの運動推進、2つ目が、子ども会の目標、3つ目が、子どもの活動を実践しよう、最後、4つ目が育成者の子ども会への関わりです。

資料に戻っていただきます。第2段落です。区子連は、区内子ども会育成会相互の連絡、協調親睦を図り、単位子ども会の向上発展、区内の子どもの健全育成を推進しています。こうした目標を実現するために、本年度、令和5年度につきましても、各種事業を実施していくこと、としています。

区子連につきましては、加盟団体からの年会費を徴収し、財源確保に努めておりますが、区の補助金なくしては目的を果たすことが困難となるため、補助金を申請するものでございます。

補助金の対象事業につきましては、(1)「子ども会育成推進事業」、及び(2)「区子連の運営」に関するものです。

補助基準につきましては、補助対象事業に係る経費の2分の1を限度として、予算の範囲において助成するものです。

続きまして、補助金額及び支出についてご説明をいたします。令和4年度は、補助対象額事業経費につきましては276万6,104円、補助金額は補助対象事業経費の2分の1ですので、138万3,052円でした。

当初の補助金額は150万円ですので、差額である11万6,948円について返還は既にしております。内容は記載のとおりです。

ブロック活動費につきましては14万3,600円で、15ブロックに対する活動費の助成です。

活動事業費につきましては82万8,194円で、主な内容は葛飾少年キャンプ、施設見

学会に要した費用です。

研修費につきましては13万円で、都・区子連主催の研修会参加費などです。

JL育成費、これは「ジュニアリーダー」の略なのですけれども、JL育成費は56万9,032円で、ジュニアリーダー講習会の開催に要した経費です。

広報費につきましては4万7,261円で、広報誌の発行に要した経費です。

会議費につきましては40万1,653円で、会場費使用料などです。

交通費につきましては2万2,110円で、主なものは研修旅行費などです。

通信費につきましては4,140円で、書類送付代等です。

事務費につきましては9万9,914円で、消耗品や備品の購入等です。

総務費につきましては、令和4年度につきましては、コロナで参加イベント等が中止になりましたので、こちらの出費はゼロとなっています。

渉外費につきましては3万5,000円で、他団体の協賛金等で支出をしています。

都子連加入分担金につきましては2万円。

都子連運営費につきましては46万5,200円で、両科目とも東京都子ども会連合会加盟に係る費用です。

令和5年度予算額については、記載のとおりです。

なお、配付資料の7ページ、令和4年度の決算書の「支出の部」、助成金83万7,108円は、令和3年度補助金の返還額となっています。

また、次の8ページ、令和5年度予算の「支出の部」に、令和4年度の返還額の記載がございませんが、令和5年度予算策定時に令和4年度の返還金が決まっていなかったためであり、令和5年度決算に令和4年度決算として同様に記載される予定です。

こちらの説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**○議長** ご説明ありがとうございました。今のご説明について、何か確認したい点や、疑問などありましたら自由に出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

**○佐藤委員** 助成金の意味が分からなかったのですけれども、今の説明で分かりました。何だろうと思っていたので。

**○議長** ありがとうございます。

2ページの「補助金申請団体概要」につきましては、4年度決算というところで、5年度予算もありますが、「補助対象事業費」というのがありまして、4年度決算でいえば、270万が補助対象事業ということ。ただ、令和5年度の予算としては、収入なり、支出が490万ぐらいありまして、補助対象事業というものは、どういう部分を指して補助対象事業かというのが……、具体的に都子連運営費まで入っているわけなのですが、この「補助対象事業」というのは、どんなふうにして決められているのか、よく分から

なかったところです。

**○地域教育課長** 補助対象事業というのは、これは全ての事業費が、いわゆる公費負担をするものではなくて、公費負担しない事業も中には入ってございますので、それを差し引いたものが、最終的な補助対象経費という形になってございます。

**○議長** 本来、自分たちの経費でやるべきところと、補助対象事業として認めている分と分けるということでしょうか。

**○地域教育課長** 当然、各子ども会から収入もございますので、それも差し引いた形が、最終的な対象経費という形になります。

**○議長** 分かりました。具体的な例で言えば、慶弔費みたいなものを補助金でやるなんてことはあり得ないので、そういうものは抜けているということなのですね。

**○地域教育課長** はい。

**○議長** 了解しました。その補助対象事業の事業費の2分の1を「助成金」として、「助成金」が「補助金」だということでした。そして、差額は返還額になるのだということを理解したところです。

**○澤村委員** 私もその「補助対象事業」について思ったのですがけれども、憲法では、公の支配に属しない事業に対しては補助金を出してはいけないということなので、この事業ということは、要するに公の支配に属する事業ということで要綱があるわけですね。

**○地域教育課長** 要綱があります。

**○澤村委員** 要綱の中に、これが定められているわけですね。

**○地域教育課長** はい。

**○澤村委員** だから、我々がこの事業に対して、これは公の支配に属するとか属さないとかという判断ではなくて、もう既に区のほうで判断されて、こういう事業に対しては補助しますよと、交付の率とか補助金とか、そういうのが細かく書いてあるのですかね。ちょっと載っていないので、よく分からなかった。

**○地域教育課長** はい。

**○澤村委員** だから、改めてこの事業はおかしいのではないかとか、ということは、取りあえずいいわけですね。見ただけで、趣旨には合致していると思うのですがけれども、その辺の位置づけがちょっと分からなかったもので。確認の意味で。

**○地域教育課長** 資料として不足している部分はございますけれども、今、澤村委員がおっしゃったように、そもそも要綱の規定に基づいて支出を決めていると、根拠にして決めているものでございますので、この支出が不相当だということになれば、そこは外して算定をしているということでございます。

**○議長** ありがとうございます。補助金については、その補助金の1件ごとに要綱を

作るという規定がありますので、区全体としての補助金の規定とともに、1件1件の規定がありますので、そこについては全部審査された上で、区としては了解した上で出していくような流れだったと思います。確認の意味のご指摘、ありがとうございました。

今日、5件あるうちの1つ目ですので、少し時間がかかっているかなと思います。齋藤委員さん、お願いします。

**○齋藤委員** 幾つかご質問があります。まず1つが、都子連の運営費というのが令和4年度の決算に書いてありますが、この金額と令和5年度の金額が違うのですが、これは、例えば子ども1人に対してとか、何かそういうことが……。

**○地域教育課長** 令和4年度の決算と5年度を比較していただくと、全て5年度が上回っているのですけれども、これは、やはりコロナで4年度はほとんど事業を中止していたりということがございまして、例えば先ほどみたいに総務費でゼロ円だったりとか、イベントでやらなかったからゼロだということもあるのですけれども、実際にコロナも五類になっておりますので、それを見越して必要な経費というのを算定しているということです。

**○齋藤委員** そうではなくて、4年度の決算として、都子連運営費は46万5,200円ですね。これは何を基にしているのか。例えば、何団体だからいくらとか、子ども1人に対して幾らなのか。

**○地域教育課長** 失礼しました。都子連の運営費に関しましては、上部団体である東京都の子ども会育成会連合会から、区子連のほうに負担してくださいということで来るものです。積算の根拠は次回までに確認しておきます。

**○齋藤委員** 5年度は、それを見越してこの金額ということですね。

**○地域教育課長** はい。

**○齋藤委員** 分かりました。もう1つですが、補助金が採択された後は、補助金を使うと思いますが、その後に精算をしたいと思います。その際に、こういった資料が提出されますか。

**○地域教育課長** 基本的に、補助金として出した各経費につきましては、全て領収書を団体さんから提出いただいて、その領収書で全部チェックを行っています。

**○齋藤委員** ということは、領収書以外は出てこないということですか。効果があったか、無かったかというのが重要だと思うのですが。

補助金を出すということは、こういうことをやって、こういう効果が見込めますということで補助金を出していると思いますが、それが、やったことに対してどのぐらいの効果があったのか、それは翌年度やるに当たって、こういうふうにしますというものが、ちゃんと資料として添付されるのかどうかということなのですけど。

**○地域教育課長** それに関しては、そこまでの資料は、添付はございません。必要に応じてこちらのほうから説明をさせていただくような形になります。もし必要であれば、今後、例えばこういった会議の中で、そういった成果についても、資料として委員の方にお見せして、ご説明させていただければと思います。

**○齋藤委員** 今後はいいのですが、なぜ今までそういうことをしなかったのかというのが気になります。お金を出しました、そのお金がどう使われて、どう効果があったのかというのを、予算を出すということで考えると、見たほうがいいのではないかなというのが気になります。

**○地域教育課長** ありがとうございます。そういった貴重なご意見を頂きましたので、次回から対応させていただければと思います。

**○齋藤委員** あと、コロナが明けたので、令和4年度の決算と令和5年度の予算の金額が違うのは当然だと思いますが、「収入の部」の金額がほとんど一緒です。これに対しては何かご質問されたのでしょうか。

例えば、「会費」が30万というのが、4年度の決算書の予算額と一緒です。多分会費は、年々子どもの数だとかいろいろなことで、減額しているのではないかと私は思うのですが、4年度、5年度で、この額が全部同じで出てきたので、それはなぜなのかなど。

**○地域教育課長** 子ども会の会員数は、確かに増減というのがございまして、今は、減ってきている状況ではありますが、基本的には、子ども会の会員数は今後増やしていかなければいけないという活動もしておりますので、そうしたことを見越して、収入については一定の額を確保していきましょうということで記載をしているところでございます。

**○齋藤委員** その結果が4年度の決算書の「収入の部」の金額と、令和5年度の予算の金額が一緒だということですね。

**○地域教育課長** そうです。実績からすれば、当然、収入額もそれに合わせて落としていかなければいけないという部分はあるかと思うのですけれども。

**○齋藤委員** 逆に、上げていいと思うのですけれども、これだと、前年度の収入の部をそのまま持ってきたのかなと思わざるを得ない。内容は、この令和4年度、令和5年度で大きく状況は変わっているにもかかわらず、「収入の部」が変わらないというのはなぜなのかと。逆に「支出の部」は変わっているわけですね。

**○地域教育課長** はい。

**○齋藤委員** これは、コロナが明けたからということなのかもしれませんが、その割には何をやります、が見えないので、予算が決まったら用途は自由という風に見えてしま

います。そうすると、補助金は出しますが、用途に関して説明は求めないという感じに取れますし、もうちょっと予算なのでしっかり見てもいいのではないかなと感じます。

**○地域教育課長** 必要な活動について幾らぐらいかかるというのは、前年度の単価も含めて積算をしているところではございますが、確かにこれをぱっと見ただけでは、今、委員がおっしゃるとおり、細かい部分までは、もちろん見えていない部分もございますので、そうしたところは、補足できちんと私のほうで説明するようにします。

**○齋藤委員** それと、ジュニアリーダー育成費が高くなっていますが、ジュニアリーダー育成は今後伸びるのか、少子化の中で、ジュニアリーダーになる子たちがどれだけ伸びているのか、その予算をこれだけかけるのはなぜなのか、というのが気になります。

**○地域教育課長** ジュニアリーダー育成費で言えば、実は、昨年度まで、先ほど申したように、コロナでなかなか成り手が少なかったというのもございますけれども、実は今年度、昨年度に比べて申込みが25人増えています。そういった実績も踏まえて積算してお出ししているということで、ご理解いただければと思います。

**○齋藤委員** 分かりました。

**○議長** ありがとうございます。大変重要なお指摘も頂いたと思います。特に補助金を出す、行政側から言えば、補助金を出したことによる評価、成果とは何なのだろうということが、報告書の中でこういう成果が生まれてきたというのが分かってくると、より補助金の出した意味が分かってくるということを今、お話を聞きながら感じたところです。

単に何の事業をどれだけやったかだけではなく、それをやった結果、どういう成果が現れてきたのか、いわゆるアウトプットよりアウトカムと言われている評価の部分、これは区子連に限らず出していく必要が、厳しい財源の中での公費を出していくことが、今後は問われているのかなということを感じたところです。ありがとうございます。

1件目の区子連のことですので、何かご質問があれば承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、こういった区の税金での公費になりますので、皆さんのご意見を確認したいと思います。それでは、葛飾区子ども会育成会連合会の補助金の交付について、「妥当だ」ということで確認してよろしいでしょうか。

(異議無し)

それでは、葛飾区子ども会育成会連合会の補助金交付については妥当であるということで、この会については確認したいと思います。ありがとうございます。

今、頂いた評価の在り方や積算の仕方について、また、ぜひ団体の方とご協議していただければと思います。

## イ 一般社団法人 葛飾区体育協会

○議長 では、続いて2つ目になります。一般社団法人葛飾区体育協会についてです。生涯スポーツ課長さん、お願いいたします。

○生涯スポーツ課長 生涯スポーツ課長の柿澤と申します。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、9ページからになります。一般社団法人葛飾区体育協会について、団体のあらましにつきましては、10ページのところから団体の概要というところでご説明させていただきたいと思えます。

そちらの「団体の目的」のところに掲載がございますけれども、体育協会につきましては、葛飾区のスポーツ振興と区民の体位・体力の向上を図り、スポーツの精神を涵養することを目的として、昭和23年に設立されました。現在は41団体、2万4,173名で構成をされています。

申請の用紙のほうに移りますけれども、体育協会より加盟する41団体の事業内容としましては、区民体育大会、障害者スポーツ事業、高齢者対象事業、ジュニアスポーツ事業の実施や、スポーツ指導員登録制度の確立等について行っていただいております。

続きまして、補助金の申請内容のご説明をします。本年度につきましては、307万5,000円の申請で頂いています。

内訳につきましては、この表の一番右下のところに「令和5年度予算」のところで、補助金307万5,000円、事業費につきましては、1番から7番までのところで掲載させていただいています。

ほかの資料につきましては、11ページから18ページにつきましては、令和4年度の事業報告となっています。19ページから24ページは、令和5年度の事業計画です。25ページ、26ページは、令和4年度の損益計算書、27、28ページは令和5年度の収支計算書になっています。最後の29、30ページは、体育協会のほうの「補助金交付要綱」です。本件の根拠となる規則になります。

交付対象事業につきましては、第2条に記載のあるとおり、「区民体育大会」や「五区共催大会」の開催、「都民体育大会」参加選手に対する助成、単位団体活動の助成及び育成、講習会の開催、体育・スポーツの育成に関する事業ということになっています。

第3条につきましては、予算の範囲内において区長が算出した額と定められておまして、予算額は、今年度につきましては307万5,000円の予算を計上しています。

第4条につきましては、今回の申請を協会の安定した財政基盤の確立を目指すことを目的としているということで、記載させていただいています。

非常に簡単にはなりますけれども、ご説明については以上となります。ご審議のほど、

よろしく願いいたします。

**○議長** ご説明ありがとうございました。こちらの会計の書類は、一般社団法人の法律に基づいてやっているということで、こうした「損益計算書」はその規定に沿った計算書なのかなと思って、拝見いたしました。

では、今、課長からご説明いただきましたが、何かご質問がありましたら出していただけたらと思います。いかがでしょうか。

**○緒方委員** この体育協会は、指導者の養成などされているということで、特に「サポーター制度」だと思えるのですけれども。ごめんなさい、違います。23ページに、「公立中学校における部活動の地域移行について検討」とあるので、運動部の部活動を段階的に地域へ移行するというので、「検討会・勉強会を開催して、理解と準備を行います」ということなのですから、ほかのところに、「コンプライアンスとガバナンスを徹底します」というお話も、21ページにありました。ここと、この中学校の部活の地域移行ということと、コンプライアンスとガバナンスの部分でご質問したいのですけれども、スポーツ界における暴力事件、特に指導者の不適切な指導ということで、子どもに対する暴力、不適切な指導というものが社会問題化しまして、いろいろなところでコンプライアンス、ガバナンスということではいろいろな規定ができていると思うのです。そうしたことを体育協会として、内部学習して、内部で意思統一しまして、実際の指導者、現場で中学生を指導する指導者に、そういった暴力は許されないということを徹底されますでしょうか。

**○生涯スポーツ課長** コンプライアンス等につきまして、そういった暴力というところにつきましては、年1回の講習会を開いておりまして、そこでごく一般的なところの講習を行っているところでございます。例えばサッカーのように、指導者の養成講習会を独立して実施をしているような団体もございますが、競技によってはばらつきがございます。

そういったコンプライアンスとか、子どもさんたちの指導とか、指導方法を身につけながら、例えば試合の運営とか、普段の活動に当たっていただいている団体もでございます。少年野球の審判講習会の中には、そういったコンプライアンス的な内容も含まれた形で研修等を行っていただいています。

ただ、競技について大小もございますので、必ずしもそういった仕組みを持っていない競技もございますので、体育協会のほうでは、年1回の講習会を通じながら、そういった考え方をお知らせしている形をとらせていただいています。

**○緒方委員** 重ねて、意見なのですけれども、葛飾区では、「子どもの権利条例」を作ろうということで動いていると思います。子どもの権利を守るという視点を、体育協会

も我々市民側も持っていかなければならないということで、進めていかなければならないと思います。実際、例えば剣道ですとか、そういった地域の指導者が小学生・中学生を指導するとき、昔ながらの厳しい指導といいますか、暴力があるということはよく聞くのですね。やはり、それはコンプライアンスとしても許されないことということで、特にこういう区の補助金を出している団体であれば、必ずこれは許されないということ徹底していただきたいと思います。

**○生涯スポーツ課長** そうですね。必ずしも体育協会の所属しているチームとは限らないところがあるのですけれども、実際にそういったご意見を頂戴することもあります。そういったときには、広く一般的に、その競技について、こういったご意見がありましたよとお知らせをして、そういった指導が無いようにということを団体で徹底してください、というようなことは、こちらからお知らせをし、助言的などころは、その都度させていただいております。

**○緒方委員** ぜひ、研修会なども考えていただきたい。

**○生涯スポーツ課長** 今後、研修会とか、そういったことを仕組みとして入れていただくような形で、こちらのほうからも助言はしていきたいなと思います。ありがとうございます。

**○議長** ご意見ありがとうございました。いろいろなところで課題になっているということですね。

**○澤村委員** よく知らなかったのですけれども、区民体育大会とかをやっている大きい団体なのですね。それで、こんなに大きくなると、社会教育法10条で「公の支配に属しない団体」と書いてありますよね。この資料を見ると、行政との協働事業としてやっているところもかなりあるのですけれども、この社会教育法上の社会教育関係団体に、これで該当すると考えてよろしいのでしょうか。もう一緒にやっているような感じになってしまっている。社会教育関係団体というと、子ども会やPTA、老人会、青年会というようなイメージだったのが、体育協会は、もう区の外郭団体みたいな位置づけになって、一緒にやっているという感じなのですから、これでも社会教育団体に該当するということなのかなというのが、まず1つありました。

**○生涯スポーツ課長** 実際に、こちらのほうに計上させていただいているものについては、区民大会とか都民大会というところの運営についてもやっていただいているところがございますけれども、それぞれの各競技団体には、区民大会とか都民大会に属さないような、自分で大会を運営しているところは、半分ぐらいの割合でございます。

それなので、こちらのほうには載っていないところではありますけれども、自主的な大会や教室も、それぞれの連盟、競技種目の競技団体では運用していますので、これの

倍ぐらいの事業を、自分たちでも実施しております。

**○澤村委員** 要するに、確かに憲法上の公の支配には属している事業のようなのですが、この法律では10条を読むと、社会教育関係団体とは「公の支配に属しない団体」と書いてあるわけで、事業内容がどうのこうのではないような気がするのですね。

それから、もう1つは、「振興に関わる経費を基準とする」としか書いていないのですけれども、「対象事業の2分の1」というような明確な定めは、ないのですか。

**○生涯スポーツ課長** 要綱の中では、「2分の1」といったところで指定するものではなく、補助対象事業に係る経費について申請を頂いて、その申請額が予算の範囲内であれば、認めているというような形になっています。

**○澤村委員** 要綱には書いていないのですか。

**○生涯スポーツ課長** 要綱の第2条になりますね。最後の29、30ページのところに要綱をつけさせていただいております。

**○澤村委員** 3条には、この事業の2分の1以下とかということにはなっていないわけですね。

**○生涯スポーツ課長** そうですね。

**○澤村委員** その時々によって判断するということなのですね。

**○生涯スポーツ課長** こちらのほうにつきましては申請をするところで、体育協会さんのほうでも補助金を申請する額に応じたというのですか、そここのところで計算をしていたきながら、事業経費のほうについて計算をさせていただいているところはございます。

予算の範囲内のところで、こういう経費がかかっています、という計算を出していただいているというのが、現実になります。

**○澤村委員** ヒアリングみたいな感じでやっていくということなのですか。

**○生涯スポーツ課長** そういう形になります。

**○澤村委員** それから、交付対象事業の中に区民体育大会の開催とか、五区共催大会の開催と書いてあるのですが、この事業に関しては補助金の申請がないようなのですけれども、これは何かあるのですか。

**○生涯スポーツ課長** 補助金の申請というよりは、10ページを御覧いただいて、4番の「振興補助金」というような形で、加盟団体が実施する体育・スポーツの振興、この中でくくってしまっているという形になります。実際にいろいろ大会を運営していくに当たって、かかった経費について、この中で計上されているということになります。

体育協会がこちらの補助金をもらって、それを各団体のほうに分けていくに当たって、この経費の中で見るという形で取っているものになっています。

**○議長** よろしいですか。

○澤村委員 はい。

○齋藤委員 15ページの「広報事業」の2行目「WEB広告を募ることにより収入を得ることができるようになりました」というのは、これはどのぐらいですか。それは損益計算書の5万2,800円というところでしょうか。

○生涯スポーツ課長 すみません。こちらのところだと、25ページが4年度の決算になっていて、その「賛助広告費」という中の90万のところ、実績は86万円になっていますけれども、その中に含まれているということになると思います。

○議長 「HP広告費」が、5万2,800円とあるので、どちらですか。

○齋藤委員 「HP広告費」と出ていて、5万2,800円というのに、今、「賛助」と、これ項目が。

○生涯スポーツ課長 すみません。ちょっとお待ちください。

○齋藤委員 分かりました。もし分かったら、次回教えていただきたいと思います。

○生涯スポーツ課長 分かりました。すみません。広告費の収入ですね。

○齋藤委員 先ほどの団体もそうですが、4年度決算と5年度予算が、同じ307万5,000円です。内訳は違います。今、お話にあったように、この振興補助金という中でいろいろな大会とか、そういうのに振り分けられる。これに対する成果というのは、ちゃんと提出をしていただいているのでしょうか。

○生涯スポーツ課長 こちらのほうは、11ページからつけていただいているような事業報告というところで報告を頂いているのと、それぞれの、例えば区民大会とか、そういった大会を開催した都度、参加人数とか、そういったところについてもご報告は頂いているところでありませう。

○齋藤委員 それは、参加人数に対して、もともとこの人数にしたいとかがあるのでしょうか。例えば100人にしたいと思ったが、参加が30人だったとか。結果70人参加をさせることができなかったというような形のものなのか、そうではないのか。

○生涯スポーツ課長 何月何日に何人参加しましたという、実績の報告です。

○生涯スポーツ課事業係長 報告書は毎回上げていただいて、そこで課題も頂きながら、次年度に向けて体協とスポーツ課で次年度の課題を解決するための検討をさせてもらっております。

○齋藤委員 この収支計算書の25ページと27ページの予算というのが、全く同じ金額になっています。そうすると、これはさっきと同じように前年のそのままではないのかと思ってしまうのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○生涯スポーツ課長 こちらの事業自体は、徐々に大きくしているところがあります。体育協会の全体の事業として大きくしているところがあるのですけれども、区民大会と

か、そこにつきましては、それほど伸びていないというのが現実にはあると思います。

**○齋藤委員** もしそうなのであれば、もう少し変化があってもいいのではないかと、という気がします。前年と変化がない書類が出され、予算を通してしまうことに。誰が責任を取るのか、ということを考えてしまいます。

**○生涯スポーツ課長** 前年度の予算で、コロナが明けたのを想定した予算で、それに対しての実績なのですが、予算どおりにはいかなく、また今年度、5年度についても、そこを目標にというところで算出したということで、体育協会からいただいたものです。

**○齋藤委員** 本来であれば、令和2年度、3年度は、コロナの真ただ中ですから、もっと予算が少なかったと思います。僕はスポーツ関係の仕事もして分かりますが、令和4年度もまだコロナ明けではなかったもので、大会を縮小させれば予算も下がると思います。そうしたら、令和4年度は、本来この数字が下がっているはずではないでしょうか。令和5年度が上がっているのは分かります。でも、4年も5年も同じでは、つじつまが合わないのではないのでしょうか。

**○生涯スポーツ課長** そうですね。

**○齋藤委員** この書類を区のほうが受理していることも気になります。

それと、10ページの「講習会、公益事業費」が、5年度は極端に下がっています。

「運営費」も下がっています。これは何故でしょうか。

**○生涯スポーツ課長** 運営費につきましては、区のイベントで、スポーツフェスティバルとか大きなイベントですと会議を開いたりするのですけれども、そういったところに参加するに当たっての交通費や通信運搬費などを負担しているような部分になります。

**○齋藤委員** 本来であれば、コロナが明けたわけですから、この運営費は上がっていてもおかしくないと思います。それに対して何か質問はされたのですか。

**○生涯スポーツ課長** こちらのほうは気になっているところでございまして、体育協会にも確認をしてみました。その上の4の「振興補助金」のところ、各加盟団体のほうに渡していくところを充実させて、6番、7番の講習会とか運営費につきましては、体育協会本体の運営に関わるものなので、そちらのほうを多少削って、各団体のほうに渡していくものに重点を置いたということでは聞いております。

**○齋藤委員** そうすると、かなり見えづらい感じがします。4番と6番と7番は似ています、という話になってしまうと、明確ではない気がします。この辺りは、もっと明確にするべきではないのかなと思います。

**○生涯スポーツ課長** 各団体のほうから会費等の徴収はしているところですが、団体の規模によって、補助も変えていると聞いております。その内訳を確認しながら、今後、助言等を行っていきたいと考えております。

**○齋藤委員** それと、団体は、競技によって規模が違うと思います。

**○生涯スポーツ課長** はい。

**○齋藤委員** 先ほどもご質問があったと思いますが、明確に補助の上限を決めておかないと、大きい団体は予算が取れて、小さいところは予算が取れない可能性もあると考えられます。それは、スポーツ振興ということで考えれば不平等に感じます。

やはり少人数でも各団体は、この子を何とかしたい、もっと多くの子どもたちに参加してもらいたい、ということで予算が欲しいと思うのです。それが、圧倒的に規模が大きい団体と比べて、果たしてどうなのか。ある程度予算の振り分け、上限が決まっていれば、小さい団体にも予算が行き渡ると思うところです。

**○生涯スポーツ課長** こちらのほうで聞いているところだと、やはり団体の規模に合わせたところで補助についても行っているところでありますけれども、最低金額というところもしっかり決めていると思います。そちらのほうも確認をしながら、今後のスポーツ振興について、一緒に検討しながら進めていきたいと思います。

**○齋藤委員** 最後ですが、令和5年度の「広報事業」の目標など、結果、目標数値というのはあるのでしょうか。4年度の数字が見えないので、5年度もざっくりとしか見えていません。

**○議長** 何ページか言っていただけますか。

**○齋藤委員** 21ページの「広報事業」です。これは4年度も数字はないというお話が先ほどあったので、5年度はないわけですね。

**○生涯スポーツ課長** すみません。そこのところについては、確認は取れていないです。

**○齋藤委員** 4年度も、そういうふうに確認は今のところないですね。

**○生涯スポーツ課長** はい。その数値目標等についても確認をしながら進めていきたいと思います。

**○議長** ご意見、ありがとうございます。だんだんと、書類の見方も少し分かってきたのかなというところがあります。

**○佐藤委員** 307万5,000円というのが、予算の最高額なのでしょうか。

**○生涯スポーツ課長** 現在、計上している金額になります。

**○佐藤委員** 区の出す範囲内という額なのでしょうか。

**○生涯スポーツ課長** そうですね。今のところは、その金額ということになります。

**○佐藤委員** ということは、毎回、最高額で請求するということですか。

**○生涯スポーツ課長** そうですね。実際には、それでは足りてないというご意見はいただいています。それではどういったところで欲しいのか、というところについて、今後も意見をお聞きしながら、やっていきたいと思います。

**○齋藤委員** 私も団体に携わることがありますが、もう少し詳細にしないと、お金が行き届かない可能性があるのかなと感じます。予算は取りました、それは体育協会が管理しています、予算を配るのは協会です、ということだけでは、協会に加盟していないともらえない、ということも考えられます。

**○生涯スポーツ課長** 現状は、そういうことでございます。

**○齋藤委員** そうすると、体育協会に加盟してください、そうしたら補助金出しますよ、という言い方もできてしまうのですがいかがでしょうか。

**○生涯スポーツ課長** そうですね。

**○齋藤委員** この件は、区としてはどうお考えでしょうか。子どもにとっては、体育協会に加盟の有無に関わらず、スポーツをやりたいという気持ちもあると思います。私はそれを見越して区の補助が出るわけだと認識しています。補助が出ていない中で頑張っている競技団体もあるんだと思います。その辺りは、もう少しお考えいただきながら、申請を受理したほうがいいのかなどは思います。

**○生涯スポーツ課長** 体育協会のほうの、実際に独立している団体なのか、ということも、先ほどご質問がございましたが、区の大会等で主管団体として運営を主にやっています。それが昭和23年ですから、もう数十年にもわたってそのような形で活動されている団体なので、そういった活動の実績を見ながら補助金も継続しているところもあると思います。そういった団体さんがほかにもあれば、当然、補助金についても検討していかなければならないかなと感じているところでございます。

**○齋藤委員** 気になるのは、長いお付き合いだから補助金を出すとか、そうではない気がします。やはり毎回毎回ちゃんとチェックすることが大事なので、長いお付き合いがいいということだけではない場合もあると感じます。

**○生涯スポーツ課長** 分かりました。今日、頂きましたご意見につきましては、その広報の数値目標的などところについても、体育協会と情報共有させていただいて、さらに精査をさせていただきながら、支援をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

**○議長** いろいろなご意見、ありがとうございます。この補助金の申請額が300万幾らというのは、3月末の区議会で決定された金額というのも明確になっていますので、それに合わせて出されたということです。厳しい財政になってくると、全体の状況の中で補助金も下がる可能性はありますが、最高額を出すというのが今までの流れだということが改めて分かったことですね。

体育協会が自ら行う講習会や公益事業という活動もあれば、振興補助金ということで加盟団体に対して出していくものがあると。そういった限られた財源をどのように活用

していくのかというところで、今、委員のご意見が出ていたところを踏まえて、体育協会と事務局で話し合いながら振興していただければと思います。

以前は、公の仕事、公共の仕事、活動というものを、役所が全て担ってきたわけですが、「新しい公共」の時代になってから、市民や市民団体も担うという中で、全て役所がやってしまうわけではないということが広がってきました。そういった意味では、市民団体の自主性とか主体性をどこまで尊重しつつ、自治体、役所はどのようなふうに変わっていくのか、ということをご丁寧に考えていく時代になってきているのかなと思います。団体に任せてお願いしたいところと、任せてしまうと、全体の公共の利益というところから考えたときに厳しいところが出てくる可能性もあります。それは丁寧に答えを頂いて、細かいところを見るのは大変なことだと思いますが、税金を投入するということですので、いろいろな厳しいご意見も出てきたと思いますが、適正な執行と、スポーツの振興というのでしょうか、そこを踏まえて活動いただければと思います。感想として、そのように思ったところです。いろいろ貴重なご意見、ありがとうございました。

**○生涯スポーツ課長** ありがとうございます。

**○議長** では、一般社団法人体育協会へは補助金交付については、いろいろご意見を頂いたわけですが、そこを踏まえてお認めいただくということで、「妥当である」ということでよろしいでしょうか。

(異議無し)

**○議長** では、一般社団法人葛飾区体育協会の補助金交付については、妥当であるということで、この会の意見としたいと思います。ありがとうございました。

## ウ かつしか地域スポーツクラブ

### (ア) 特定非営利活動法人 こやのエンジョイくらぶ

**○議長** では、続いて、かつしか地域スポーツクラブということで、総合型地域スポーツクラブという活動を今、地域で担っていこうということで、文科省が全国展開しているものですね。かつしか地域スポーツクラブのうちの1つ目が、特定非営利活動法人こやのエンジョイくらぶについてです。生涯スポーツ課長さんからご説明をお願いいたします。

**○生涯スポーツ課長** 引き続きまして、こやのエンジョイくらぶのご説明をさせていただきます。資料については、31 ページからの資料になってございます。

まずは助成金の申請団体の概要ということで、32 ページを御覧いただければと思います。こちらの団体の「目的・組織」にございますけれども、こやのエンジョイくらぶにつきましましては、平成 20 年 9 月 28 日に設立されまして、令和 5 年 4 月 1 日現在で会員総数が 488 名で活動しています。

続きまして、補助金の内容についてのご説明をさせていただきます。令和 5 年度の補助金につきましましては、422 万 330 円の申請を頂いております。

右下の令和 5 年度の予算の内訳を御覧いただければと思います。補助対象事業費としましては、1,423 万 4,830 円を計上しておりまして、そこから補助対象事業収入となる会員の月会費 987 万 500 円と、ビジターの利用料金 14 万 4,000 円を控除いたしますと、補助金の申請額が 422 万 330 円となります。

続きまして、左下の決算額についてのところになります。補助対象事業費につきましましては、1,388 万 433 円になります。そこから補助対象事業収入となります会員の月会費 955 万 7,800 円と、ビジター利用からの収入 27 万 2,100 円を控除した結果、補助金の決算額につきましましては、403 万 533 円となっています。

33 ページ、34 ページにつきましましては、令和 4 年度の事業報告書、35 ページ、36 ページにつきましましては、令和 5 年度の事業計画書、37 ページから 39 ページは、令和 4 年度決算書、40 ページから 42 ページは、令和 5 年度の経費の内訳、収支計算書になっております。

こやのエンジョイくらぶにつきましましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

**○議長** ありがとうございます。NPOの会計基準に基づいて会計しているということがまず分かりますが、皆様からのご質問とかご意見があれば、頂戴したいと思います。

**○齋藤委員** 35 ページで参加の定員が書かれています。33 ページのところは、延べ参加者数が記載されていますが、同じ人が複数回参加したということでしょうか。

**○生涯スポーツ課長** そうです。

**○齋藤委員** かなり延べ参加数に開きがある気がしますが、この辺りは、NPOのほうとお話された方が良いのではと感じました。

**○生涯スポーツ課長** そうですね。こちらの 33 ページ、34 ページの事業報告と、35、36 ページの計画のほうで、定員かける回数で延べ人数にはなっていくのかなと考えています。

**○齋藤委員** 例えば 33 ページのほうは、ナンバー 2 の「健康ダーツ」が月 4 回で 45 回計画です。延べ人数は 339 人です。35 ページの水曜日に「健康ダーツ」というのがあります。週 1 回、45 回掛ける 20。これは数字的には定員いっぱいでしょうか。

**○生涯スポーツ課長** 本来であれば 800 なので、半分ぐらいですね。

○齋藤委員 定員いっぱいではないのであれば、この表示方法は分かりづらいと感じました。

○生涯スポーツ課長 片や定員、片や延べ人数ということになってしまいますので、申し訳ありません。割り返しのところも掲載させていただければ、比較をしやすい。

○齋藤委員 報告書なので、見る側に分かりやすく見られるようにしていただいたほうが良いかと思います。

○生涯スポーツ課長 分かりました。項目を確認させていただきたいと思います。

○齋藤委員 35 ページの 30 番「コーラス」が定員 20 で、34 ページの 23 番「コーラス」があって、月 2 回で 276 人。少ないから悪いということではないのですが、補助に対してどうお考えなのかというのを、聞いているのでしょうか。

○生涯スポーツ課長 職員も、理事会等には月 1 回出席しながら意見交換をさせていただいているところでございます。そういった中で、人数の少ないものについては、多少精査をしていったほうがいいのかというご意見も出ていたり、しかし楽しみにしている方がいるので続けるべきだろうといった、会の中でも両方のご意見が出ている中で、十何年運営していく中で、多少精査をして行っている事業もあるようですよ。そういった中で、収益につながっていくようなところをもう少し考えていながら運営をしていただくように、こちらのほうも助言を続けていきたいと思います。

○齋藤委員 減らすことが目的ではなくて、例えばオリジナルものを差し替えることによって、より参加者が増えたり、区民の方の満足度が上がるということだと感じます。十数年やっているということであれば、固定概念が出てしまっている部分もあるのではないかなと感じます。

○生涯スポーツ課長 そういうところもあるかもしれないですね。

○齋藤委員 であれば、この人数を基にして、その辺り入れ替えを考えるのも一考かだと思います。区からの 1 つの意見として言ってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○生涯スポーツ課長 分かりました。

○齋藤委員 新陳代謝を繰り返すことでサービスに対する満足度は上がると思うので、この辺りは検討されたほうがいいのかと思います。

○生涯スポーツ課長 はい。

○議長 ありがとうございます。何をプログラムにしていくのかというところの検討が大切だということと、実施した後の評価というのでしょうか、参加した方の満足度はどうだったのか、区の事業は事務事業評価とかで全て評価しているわけですが、こういった社会教育講座的なものであれば、参加した方のアンケートや成果も評価していくこと

が必要なのか、ということにつながるご意見かと思われました。ありがとうございました。

地域の中でスポーツだけでなく、コーラスとか、そういった文化系のことも含めての活動になっているわけですが、地域とうたっている活動ですので、かつしか地域スポーツクラブ、こやのエンジョイクラブの活動によって、堀切中心のこの地域で20年にやってきて何か変化があるのか、地域の中の結びつきが深まってきたとか、大ざっぱな聞き方で恐縮ですが、何かありますでしょうか。

**○生涯スポーツ課長** こやのエンジョイクラブにつきましては、堀切を中心にしまして、堀切、お花茶屋と南綾瀬、その3地域ぐらいを対象地域としてやっているところでございます。その中から、理事さんたちも出ていただきながら運営をしていただいていますので、そういった横のつながりは出てきていると思います。

ただ、課題としては、理事さんたちの入れ替わりがなかなかできないところがあります。そういった役員さんのいい循環を図れるような、会員の方たちから役員会に出て来ていただくような、そういった仕組みも、こちらからも助言は差し上げているところではあるのですが、なかなかそこがうまくいっていない部分ではあります。

**○議長** いろいろな地域活動の担い手というのでしょうか。参加はするけど、運営は嫌だという方がいたり、そういう中の全体の大きな課題だと思います。

**○澤村委員** 要綱は、水元のものと一緒にすよね。これに補助対象事業とか、補助対象経費とか、補助金交付額とかきちんとうたわれているので、これは分かりやすいなと思ったのですが、40ページに5年度のもので書いてありますけれども、性悪説で見れば、補助対象経費から会費を引いた分を補助しますよということなので、つまり、会費を値下げしてしまったら、その分、補助金を出していただけるようなシステムになっているのでしょうか。

**○生涯スポーツ課長** 補助の立ち上げの当初は、管理費等についても補助している範囲ではございました。ただ、できれば自立をしていただきたいという方向で、管理費については補助しませんということで要綱等も改正しているところでございます。そういった形で自主的な運営を促すようにはしていきたいと考えています。

こちらのほうが補助しなければ運営ができないという体制があるのでありますが、そういったところから脱却していただくような形で進めていければと考えております。

**○澤村委員** もう半額以下になっていますものね。

**○議長** ありがとうございました。では、特定非営利活動法人こやのエンジョイクラブの補助金交付について、「妥当である」ということでよろしいでしょうか。

(異議無し)

それでは、特定非営利活動法人こやのエンジョイクラブの補助金交付については、妥

当であるということでご意見を確認したいと思います。

(イ) 一般社団法人 オール水元スポーツクラブ

**○議長** では、引き続いて、同じかつしか地域スポーツクラブの1つであります一般社団法人、オール水元スポーツクラブについて、生涯スポーツ課長さん、ご説明お願いいたします。

**○生涯スポーツ課長** 続きまして、地域スポーツクラブのオール水元のご説明をさせていただきたいと思います。資料につきましては、43 ページからの資料になりますけれども、44 ページの「補助金申請団体概要」について、御覧いただければと思います。

「団体の目的・組織」のところ、オール水元スポーツクラブにつきましては、平成22年3月27日に設立されまして、令和5年4月1日現在、会員総数は569名で活動しています。

続きまして、補助金申請内容につきましてご説明をさせていただきます。令和5年度の補助金申請額につきましては、409万円の申請がございます。右下の令和5年の予算の内訳のほうを御覧いただければと思います。

補助金対象経費としまして、952万円を計上しております。そこから補助対象事業の収入となります会員の月会費540万円と、ビジター利用者からの収入3万円を控除いたしますと、補助金申請額の409万円となります。

続きまして、令和4年度の決算につきましては、補助対象事業について914万2,356円、そこから補助対象事業主となる月会費は509万9,500円と、自治体利用料の3万9,500円を考慮した結果、補助金の決算額につきましては、400万3,356円となっております。

資料につきましては、45 ページが令和4年度の事業報告書、46 ページ、47 ページが、令和5年度の事業計画書、48 ページ、49 ページに令和4年度の決算書、50 ページ、51 ページに令和5年度の収支計算書がついてございます。

あと、先ほど、ご説明が漏れたところもございますけれども、52 ページ、53 ページにつきましては、こちらのほうの地域スポーツクラブのほうに補助金交付要綱をつけさせていただいております。

私のご説明は以上となります。よろしく願いいたします。

**○議長** ありがとうございます。総合型地域スポーツクラブというのは、葛飾区内に2つあるということですね。

今、オール水元スポーツクラブの補助金についてご説明を頂きましたが、何かご質問、

ご意見いかがでしょうか。報償費は先ほどと比べると半分ぐらいになっていますね。事業が少ないということですか。

**○生涯スポーツ課長** そうですね。事業全体としまして、こやのエンジョイくらぶよりもオール水元スポーツクラブのほうが少なくなっています。

**○議長** 謝礼とか報酬の単価的などころは、そんなに変わらないということですね。指導者の単価等は上限を設けているのでしょうか。

**○生涯スポーツ課事業係長** いいえ、設けていないです。団体の運営に合わせてやってもらっています。

**○議長** 分かりました。いかがでしょうか。

**○佐藤委員** どちらも補助金なしには運営できない状態ですよ。

**○生涯スポーツ課事業係長** 現状はそうでございます。

**○佐藤委員** 当初、11個つくるはずだったのではしたか。

**○生涯スポーツ課長** 7個です。

**○佐藤委員** 今、2個ということで、もしあと5つできたとしたら同じように400万円ぐらいなのですか。それぞれ出てきたら、葛飾区から各団体に出るようになるのですか。

**○生涯スポーツ課長** 本来であれば、補助金なしでやっていただきたいというところはありますけれども、現状としましては、ここ2、3年のやはりコロナの影響がございまして、なかなか会員数を増やせない現状もございましたので、今、現在はやはりこちらのほうで補助金ということを考えながら、運営のほうをやっていっていただきたいなと思います。あとは、徐々に徐々に成長していただければいいかなと考えているところがあります。

**○齋藤委員** 期限を切るということはしていないのでしょうか。自立を促すということであれば期限が必要な気がします。

**○生涯スポーツ課長** そこは、団体のほうとも相談させていただければと思います。

**○齋藤委員** そうしていかないと、補助金ありきの運営になってしまう気がします。

**○生涯スポーツ課長** あと何年でというところの相談ができるかどうか。

**○齋藤委員** 期限はゆったりでもいいと思いますが、中・長期で、補助を減らしても運営が可能な自主・自立ができれば良いのではと感じます。すぐに切るとか、ここまでということではなくて、そういうほうが、やる側も、ここまでに頑張ろうとなっていくのかなという気がします。

**○生涯スポーツ課長** 分かりました。そういったところの検討も始めさせていただければと思います。

**○議長** 今のご意見は、社会教育関係団体に限らず、役所全体の補助金の在り方にも係

わることだと思います。

**○佐藤委員** これは、もともと行政が作ってください、と言われたのですか。

**○生涯スポーツ課長** そうです。

**○緒方委員** 齊藤委員の意見と、私、ちょっと違うのですけれども、「第3の公共」と言われるように、本来は行政がやるべきと言ってもいいほどの公共性のある事業をNPO法人とか、一般社団法人がやっているの、そこに対して補助金をやはり出したほうがいいのではないかな、というのが私の意見です。

**○齋藤委員** 私もNPO団体の外部理事をやっていますから、どれだけの予算を作れるのか、そのためには内容をどう考え、お金を集めつつ運営していくかが大事なのかと、私は逆に感じます。区の予算を頂くことがいけないというわけではなくて、やはり自主・自立をすることが本来の目的ではないのかなと思います。その上で足りない部分は、もちろん補助金や助成金が必要だと思います。初めから補助金、助成金ありきという考え方は、やはりちょっと違うのではないかと思います。

**○緒方委員** そうですね。初めから補助金ありきという考えの事業だと、やはり区民とか、市民の共感も得られないので、何かそれを目当てに始めるのかとか、やっているのかということになると、その事業自体の意義も低くなると思います。補助金だけではないし、寄附金だけでもなく、「協働」というのが一番じっくりくるのかなと思うのですけれども、行政と民間で協働して、いい市民社会をつくりましょう、という「第3の公共」の考え方で、お金をバランスよく使っていくのがいいのではないかなと思っております。

**○澤村委員** 私も今の意見には賛成なのですが、これは、法律を見ると、「公の支配に属しない団体」ではなければ駄目ですよと書いてあるわけですよ。ここがよく分からないのです。ですから、体育協会の問題にしても、文化協会にしても、その下部組織に直接補助金を出すのならば、この法律の意味は合っていると思うのですけれども、それを取りまとめる団体に補助金を出して、それはもう公の支配に属する団体ではないか。だから、この社会教育法の趣旨とは、何かちょっと違うので、別な形で補助金を出すのであれば、全然問題ではないのでしょうか。

**○議長** 憲法89条については、いろいろな解釈があるわけなのです。それがあつた限り補助金が出せないという議論があつて、そこを何とか応援する意味で社会教育法が作られたという経緯もあつたりするのです。研究者でもいろいろな議論があるところなので、現実的なこととしては、出すに当たって意見を聞かなくてはいけないという枠をつけて、いろいろな自治体が行っているような状態です。それを正確に考えていくと憲法違反ではないか、という意見を言う研究者もいるわけなのです。だから、これは微

妙なところではあります。

**○澤村委員** 住民主体の運営している団体に補助金を出してあげるべきでは。

**○議長** そういう趣旨ではあるのですね。

**○澤村委員** それを取りまとめている団体に、そこにというのは、この法律の趣旨とはちょっと違うような気がします。

**○議長** それについては、専門家でも分かれるところでもあったりするところでは。

緒方委員がおっしゃった、公共の在り方とか、市民と役所の協働とかについては、社会教育、生涯学習として考える私たちにとってみたら、根本的なテーマなので、この会議を通して、今日どうのこうのではなくて、改めてしっかり考えていかないと、葛飾区民が自主的に展開していく活動に対して、なぜ公がかかわるのかとか、支援をするのかということにかかわることなので、丁寧に考えていきたいと思います。今日の議論だけでなく、少しまた考えていきたいと思います。

**○生涯スポーツ課長** 今日頂いたご意見につきましては、団体のほうにも伝えながら、今後、自主的な活動とか、そういったところについて力をつけていただくという方向に向いていけるように、こちらのほうも検討を進めていきたいと思います。

**○議長** 一般社団とかNPO法人ということで、社会的・公的な役割になっていく組織で、特に総合型地域スポーツクラブには、部活動の地域移行での支援という大きな役割や期待が出てきておりますので、そういった具体的な役割を担いつつ力もつけていくことも、ぜひ、これからご検討の中に入れていただきたいかなと思っております。

それでは一般社団法人オール水元地域スポーツクラブの補助金交付について、「妥当である」ということでよろしいでしょうか。

(異議無し)

では、一般社団法人オール水元スポーツクラブの補助金交付については、妥当だということで、まとめていきたいと思います。ありがとうございました。

## エ 葛飾区文化協会

**○議長** それでは、補助金の4つ目になります、最後の葛飾区文化協会ということで、これは生涯学習課長さんから説明をお願いいたします。

**○生涯学習課長** では、私から文化協会の補助金申請につきまして、説明させていただきます。55 ページからになります。

1 枚おめくりいただきまして、56 ページを御覧ください。団体名が、葛飾区文化協会、補助金の申請額は 80 万円で、事業完了予定日は令和 6 年 3 月 31 日、令和 5 年度の末日

でございます。

「団体の目的・組織」につきましては記載のとおり、文化芸術活動を振興し、区民文化の向上を図ることを目的として、昭和32年に設立され、現在16の区内文化団体によって構成されている団体です。

続いて、「申請の要旨」です。文化協会は16団体が連携して、広く区民が参加できる文化芸術活動を推進しています。

発足以来、区民に親しまれる文化団体として活動を続け、区民の期待に応えるべく努力をしてきております。今年度も各種の事業を実施し、日本の伝統文化の継承を含めた文化芸術の振興・発展に努めたいと考えているところです。また、若年層を対象とした区民参加の事業を行うとともに、合同で文化芸術活動の重要性をアピールする事業を展開していく計画でございます。

現在、加盟団体からの年会費徴収のほか、賛助会費を募ることによりまして財源確保に努力していますが、補助金がなくては活動が困難な財政状況にありますので、補助金を申請するものです。

その下の補助対象事業は、「文化協会だより」の発行をはじめ、記載の6つの事業で、これは区民が参加や鑑賞できるなど区民への還元を行うという視点で対象とした補助事業でございます。

補助の基準は、上記の補助対象事業に係る経費の2分の1以内、かつ予算の範囲内においての助成としております。

補助金額及び支出でございます。令和4年度の決算につきましては、補助金額は例年同様の80万円でしたが、補助対象事業につきましては、新型コロナウイルスの関係で実施できない事業などもございまして、実質132万9,111円で、その半額、2分の1の66万4,555円となるところです。

その関係で、その表の一番下でございますように、補助金の返還額ということで、補助金額の80万円を下回ったため、その差額の13万5,445円を返還していただくこととなっております。

その右の令和5年度の予算額につきましては、通常の活動を見込みまして80万円を申請しております。

続いて、57ページを御覧ください。こちらは令和4年度の事業報告でございまして、一部中止の事業もある状況です。

次の58ページが令和5年度、今年度の事業計画です。続いて、59ページは令和4年度の決算書です。「支出の部」のところの上から6行の部分が56ページでご紹介させていただきました決算額と一致するものでございまして、補助対象事業の一覧について

おります。

続いて、61 ページは令和5年度、今年度の予算書でございます。上段の収入の合計額が340万3,226円で、その下、「支出の部」の合計が340万3,226円と、収支とも同額です。

また、先ほどご説明いたしました返還額につきましては、「支出の部」の下から2行目、雑費としまして、13万5,445円を令和4年度の補助金返還額として計上しているものです。私からの説明は、以上でございます。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

**○議長** ありがとうございます。文化協会への補助金についてですが、何かご質問、ご意見等はいかがでしょう。

**○澤村委員** すみません。この団体も大きくて、本来、私もさっきと同じように、これは社会教育関係団体とは思えないような感じがするのですけれども、それは難しい話であるというので置いておいて、そうすると、我々は監査委員でもないし、どういう審査をすればいいのかというところで悩むのですけれども、多分この文化協会に関する交付要綱みたいなものがあると思うのです。そういうものを本当はつけていただいて、その要綱の趣旨に合致しているかどうかということぐらいしか、私には分からないのですよね。せめてその要綱みたいなものをつけていただければ、ありがたいなという気がするのですが。

**○生涯学習課長** 文化協会の補助金につきましては、専門の要綱はございませんので、毎年度、単年度の申請に基づいて、その都度審査をして、予算化、決定をするというふうなものでございます。

**○澤村委員** 要綱はなくて、毎年度、この補助対象事業と補助基準について検討して、決めていると。

**○生涯学習課長** そうです。補助の対象事業を、今年度こういうふうを実施するという内容で申請を頂いて、その中身を審査して、2分の1だと、この80万円の中に収まる、収まらないと。

**○澤村委員** 要綱みたいなものをきちんと作ってしまって、それで審査するほうが楽というか、透明性も高まるような気がするのですけれども、そういうわけにもいかないのでしょうか。

**○生涯学習課長** 要綱を作りますと、逆に言うと、それに縛られて、補助金を出さなければいけないという状況にもなりかねませんので、毎年1件査定という形での補助金の申請と審査をしているところでございます。

**○澤村委員** それで、2分の1の範囲内というのだから、出せないということもあり得

るわけですね。

○生涯学習課長　そうです。

○澤村委員　さっきは、その差額を補助するという決め方ですから、差額がなければ出さないということですね。

○生涯学習課長　そうですね。実際に、コロナの関係で縮小しますという事業計画がもし出るとすれば、補助金の額は決定の段階で変わってくるという状況にはなり得ます。

○澤村委員　それともう1つ、補助対象事業の中に「加盟団体事業交付金」というのがあると思うのですが、これは、その団体に交付して、その先は使途のチェックみたいなものはされているのですか。

○生涯学習課長　実際に事業を、こういったことをやったという報告書を頂いていて、そこの事業を実施した参加者数とか、参加した方のアンケートを集計した報告を頂いているという内容です。やはり各団体とも会員の皆さんが高齢化をしているということで、若者、特に小学校・中学校に出前授業のような形で、各団体の得意な部分で、学校の情報学習の中にも参画をして、PRをしつつ、文化芸術の取組と申しますか、広めを行っています。

○澤村委員　領収書というのは、その団体からの一括、幾ら領収しましたよというものになってしまうわけですね。

○生涯学習課長　そうです。

○澤村委員　その中身、食糧費に使おうが、慶弔費に使おうが、そこは信頼関係の問題になってくるということになるわけですね。その細かい使途まではチェックできないと、報告書の中身で見るということですね。

○生涯学習課長　はい。

○議長　確認ですが、この文化協会の補助金に関する単独の要綱はないということなのですね。

○生涯学習課長　ございません。

○議長　分かりました。葛飾区全体の補助金の支出要綱みたいなのがあって、それにのっとっているということですね。

○生涯学習課長　そのとおりです。

○議長　要綱があるところもあるし、ないところもあるということなのですね。

○生涯学習課長　はい。

○議長　分かりました。

○齋藤委員　この「文化協会だより」というのは、小冊子ですか。

○生涯学習課長　そうです。8ページほどの冊子を発行しております。

○齋藤委員 どのぐらいの頻度で発行されていますか。

○生涯学習課長 年に2回発行してございまして。

○齋藤委員 何部でしょうか。

○生涯学習課長 3,000部です。

○齋藤委員 3,000部をどこに配るのでしょうか。

○生涯学習課長 学校、その他、あとは区内の公共施設に、若干ずつ、薄く広く撒いているところです。

○齋藤委員 それで、どのぐらい効果があるのですか。

○生涯学習課長 効果というところはなかなか難しい。

○齋藤委員 多分一定期間を置いたら回収だと思います。

○生涯学習課長 申し訳ありません。回収はしていません。

○齋藤委員 では、それは処分でしょうか。

○生涯学習課長 それぞれの施設で処分してもらっています。

○齋藤委員 処分ですか。では、発行物を管理しているか、していないかは、配った先次第ということでしょうか。

○生涯学習課長 ということになっています。

○齋藤委員 分かりました。

○議長 こういった文化協会は、それこそ担い手が少なくなってきている、高齢化と減少というのは大変な状況になってきて、葛飾区だけのことでなくて、いろいろな地域で起きているところですね。

50万円が加盟団体事業の交付金になっていますので、この交付金の使い道としては補助対象事業の中に入ったもので使っていただく、というのは、一応制限があると理解していいわけですね。

○生涯学習課長 そうです。

○議長 例えば福祉施設等への訪問、ここでも学校訪問があつたりも含めて、多様な形があるということで、そういった縛りがあるということが信頼関係の中で、慶弔費に使つたりとか、飲食費に使つたりとかはしていないというのは信頼関係でやっているわけですが、ちょっと心配かなというご意見もあつたように感じたところです。そういった税金ということも含めて、丁寧な確認が求められているのかなと思いました。

○齋藤委員 先程の「文化協会だより」の部分ですが、10万円をつくる費用を、例えばホームページの中にサイトを設けるとかというのは、この団体では考えていないのでしょうか。行政では、ペーパーレスの時代になってきているので、10万円の使い道が本当に今のままが正しいのか、どう考えたらいいのかというのは、何かご提案はされてい

ますか。

**○生涯学習課長** 実際にこの役員会の中でも話が出ておまして、紙の時代でもなくなっているところはお意見が出ているのです。では、実態として、それを運営できるスキルのある人たちがいなくて、自分たちで運営しきれない。それを外部にホームページとかを運営する委託をすると、この金額で賄えるのかなというところの整理も、皆さん、頭をひねっているところではあります。

**○齋藤委員** 自分たちでできないから、今のままと受け取られてしまうと……。何かもう一工夫あってもいいのかなと感じます。

**○生涯学習課長** そうですね。やはり経費の中でどこまでできるかということと、効果的な手法は今後どうなっていくのかということとは、やはり両方考えなければいけないということで、課題を持っているという状況ではあります。

**○議長** 分かりました。時代の変化の中で支えていこうといった中で、なかなか高齢の方が多い組織だと大変だということはよく言われております。その中で効果的に、より適正な形で使うための方法ということをご検討いただければと思います。

**○副議長** ちょっとよろしいですか。今のところの議論の流れを伺って若干気になっているのが、先ほど議長が、「サポート・バット・ノーコントロール」とおっしゃいました。つまり、補助金を出すからこうしなさい。補助金を出す代わりにこういうふうに組織を変えなさい。大学も今そうなのですけれども、補助金を得たいのだったら、これこれこういうことをしなさい、カリキュラムをこう変えなさい、アンケートをしなさい、何から何まですごく微に入り細に入りまでの条件が付されています。

例えば私学なんかは、全て学費だけでは賄えないです。ほとんどの大学はそれで自立して回しているところはほとんどない。だから、どうしても補助金をどこからかもらっておかなければいけない。

だけど、それをするときいろいろな微に入り細に入り条件をつけられてしまって、そういう意見がこうやって交わされたことで、その指導が入っていくというのは、ちょっとコントロールのほうに入っていくってしまわないかと、今の聞いていて、若干危惧をしています。大丈夫だろうか。つまり、やはりその団体がやることは、いろいろな事情があって団体はそういうふうになっている。その運営の在り方にまで、ここは意見を言う場なのではないでしょうか。どうなのでしょう。

**○生涯学習課長** そこは、やはり裏腹といいますか、背中合わせの部分があるかと思うのです。補助金の交付に当たっての意見を皆さんからお聞きしなければいけないという法立の中と、一方、どこまで関与すべきなのかということとはなかなか相入れない部分もあったりするかということ、先生のご意見の部分もあると思うので、まさに今ま

でも手探り状態でやってまいりました。ただ、社会教育の分野に関係する皆さんのご意見として、このままでいいのかなというところのご意見を頂戴していて、それは率直なご意見として、こういったものを頂きましたというところを各団体にお伝えをする、その中で、自主的にどうすべきなのかということを考えていただくというところで、とどめおくべきのかなと思っているところでございます。

**○副議長** その辺のところは、結構デリケートなラインだと思いますので、やはりそこは課長がおっしゃるように、意見としてはということで、やはり条件になってしまうとこれはまずい話になるだろう。そのラインというのは、我々も自制しながらやらなければいけない、随分デリケートなところだなと思って、発言させていただきました。

**○生涯学習課長** ありがとうございます。

**○澤村委員** 10条の社会教育関係団体に合致すればいいと思うのですけれども、公の支配に属しない団体ではないと思うのですよ。どうも体育協会にしても、文化協会にしても。そこから何かずれてしまうような気がするのですよね。直接その下部団体にサポートして、あとはノーコントロールというのが一番いい形のような気がするのですけれども、その間にさっき言った体協とか文化協会みたいな、外郭団体のようなところが入っているから、そこに対していろいろ言いたくなってしまう。すると、問題やひずみが出てくるのではないのかなと。本来の社会教育法の趣旨をもう少し考えれば、うまくいくかもしれないのではないかという気がします。

**○議長** 株主なら、使い方が悪いと意見は言えますけれども、ここはそういう会ではないなと……。

**○澤村委員** 子ども会とか、PTAとか、老人会ですか。そういうところに直接補助金を出して、あとは、趣旨はこういうことだよと、飲み食いではなくてこういうことに使うのだよという話をつければ、それで済むはずなのです、本当は。ところが、そういう団体ではなくて、それを取りまとめる団体に補助金を出しているから見えなくなってしまう部分があるよう気もしました。私は初めてこういう資料を見たので、よく分からないのですが。

**○議長** ありがとうございます。初めて見た方がどんな感覚で見たのか、とても大事なことだと思うのですね。事務局の皆さんは、こういうのが当たり前だと思ってやっているところもあるので。それが今の時代の中で当たり前なのかどうなのかということを確認しなければいけないですし、その確認の中で言い過ぎてしまうと団体の自主性がなくなってしまうところもあるし、逆にコントロール、支配してしまうことになりかねないという危惧もあると、そういうご意見を頂いて、非常に難しい問題だということのを改めて今日の議論をしながら感じたところです。

委員としては、先ほども独任制の会だ、委員だということで、何々委員会の委員ではないのですね。社会教育委員という1人の委員として、法律の中で非常に珍しい委員なのです。例えば国の中央教育審議会の中央教育審議会委員として委嘱されたりするのですが、社会教育委員として委嘱されていますので、一人で意見を言える立場でもあるわけなのです。

ただ、こういった答申は、先ほど説明がありましたように社会教育委員の会議としての意見を作っていかなければいけないということもあるので、今日はそういった形で諮問を受けて、会としての意見をまとめなければいけないという立場ですので、そういう意味では合意できる範囲で合意をしていくというところで、詰めていくところについては、今後、今日出てきた課題も含めて、また、この補助金の議論はずっと続く話だということがあるのです。

先ほど、「長い」というご意見がありました。1回出してしまうと、なかなか切れないうのが役所の、「しがらみ」や、いろいろな団体とのつながりがあって、その中で、自主的体制を保持するためにどれだけ下げていくのか、そういったことも議論されつつもなかなか踏み切れないう場面もあるのです。難しさがあると思いますが、あくまで社会教育、生涯学習の活動は、自主的、主体的な活動をメインにしているところですので、そのイメージを常に持ちながら、そこにつながる補助金の使い方、出し方ということ、事務局の皆さんも含めて、考えていかなければいけないなと思っています。

では、最後の文化協会と担い手の問題、ホームページの対応ということも含めて、いろいろな課題があるのだらうと思いますが、まずその活動を支援していく補助金については、「妥当である」ということでよろしいでしょうか。

(異議無し)

ありがとうございます。では、葛飾区文化協会の補助金交付については妥当であるということで、確認したいと思います。

以上で5団体の補助金の審議については終わるわけなのですが、税金とは大変貴重なものですので、またいろいろな方が、なぜあの団体だけに補助金をもらっているのだらうかという目で見るといっても含めて、区民の目は厳しくなっているかと思っていますので、有効的な活用というのでしょうか、評価も含めて適切に進めていただくことをお願いして、この審議については終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

#### (4) その他

##### ア 葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会委員の推薦

##### イ 葛飾区教育振興基本計画推進委員会委員の推薦

**○議長** 「その他」のアとイについて、一括して事務局のほうからご説明いただければと思います。

**○事務局** 非常に熱心な意見交換をありがとうございます。「その他」のところで、2名の推薦をしなければならないというのがございまして、教育長名で、社会教育委員の会議議長宛てに推薦依頼が来ております。この「かつしか教育プラン」の推進委員会委員さんと、それから新しい教育プラン、来年度からのものの策定検討委員会委員という、2つの委員会が今、同時に動いておりまして、それぞれ1名ずつ社会教育委員から推薦していただきたいと思います。任期は来年の3月31日になってございます。どなたかご推薦いただきますよう、お願いいたします。

**○議長** 教育委員会から、それぞれ1名ずつを出していただきたいという推薦を頂いているところです。これについては事務局と相談しまして、皆さんのほうから前もってお願いさせていただいております。よろしければ、私のほうからお名前を述べさせていただきますと思います。教育振興基本計画、これは教育基本法17条に基づいて作られているものですが、計画の推進委員会委員には齋藤委員さんに、それから教育振興基本計画の策定検討委員会の委員には緒方委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「賛成」の声あり)

**○議長** ありがとうございます。

では、齋藤委員さんと緒方委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。また、機会があれば、会議のご報告を頂けるとうれしいと思っていますところです。

##### ウ その他

**○議長** 皆様から、その他、何かございますでしょうか。

**○齋藤委員** この補助金に対する意見ですが、今の時期に聞く意味はあるのでしょうか。

**○事務局** 年度当初に、なるべく早く審議をしなければ、お金を送るのが遅れてしまいます。団体さんにとっては、例えば子ども会ですと夏のキャンプですとか事業があり、なるべく早くしたいというのがあるのですけれども、団体さんは団体さんで、総会が5月に開催されており、資料が整うのが、どうしても5月中になってしましまして、いつ

も悩ましいのですけれども、どうしてもこの時期になってしまいます。

**○齋藤委員** 先ほどから、皆さんの意見の中でいろいろなご意見が出て、私たちの意見というのは、一体どういった位置づけになるかというのが、もっと言うと、この時期にこういう意見を言うべきなのか、それとも、そうではないのかというのも、私の中では感じたのですがいかがでしょうか。

**○事務局** そうですね。諮問を受けていますので、これを答申の形で、この補助金、今、結論としては「妥当である」ということを頂きましたけれども、当該の課長が中身のご意見や議論を聞いていますので、それを、この後、団体さんのほうに伝えて、また今年度の運営や、来年度の予算立てに生かされていくのではないかなと思うのです。

**○齋藤委員** 分かりました。

**○議長** ありがとうございます。これが、最速の時期ということなのですね。

**○事務局** そうなのです。6月の中旬がリミットという感じです。

**○澤村委員** 何を審査したらいいか、はっきり言って、分かりません。いきなり最初から、妥当かどうか審議してくれと言われても、分からない状態です。根拠みたいな、要綱ではないのですけれども、それに合っているかどうかとか、それぐらいしかできない。専門家の方がいらっしゃるのかもしれないが、私にはできない気がした。

**○議長** 評価の基準となるようなものがないと、評価できないですよ。

**○澤村委員** そうですね。もともとアバウトな申請書みたいなものですから、それをどうやって見るのか……。

**○議長** なかなか活動の現状がよく分からないところがあるわけですね。

**○澤村委員** 今年度の話ですもんね。過去の決算の話ではないわけですよ。それを参考資料として我々が監査するというわけではないわけですよ。

**○議長** 監査ではないですね。なので、どこの自治体でも補助金を出す場合、必ずやらなければいけなくなっているわけなのですね。なので、意見交換をして終わる場合が圧倒的に多いわけですね。

**○澤村委員** 監査は監査で別にやられているわけですよ。

**○議長** それぞれの団体の中の監査があるはずですよ。

**○澤村委員** 我々が、この中でやるわけではない。その使い道についてどうかという話ですよ。

**○議長** 補助金を趣旨にあった形で活用しているかどうか、がポイントですね。

**○澤村委員** その「趣旨」が分からなくなってしまうので。

**○齋藤委員** 補助金の趣旨が難しいと感じました。

**○澤村委員** 難しいですよ。

**○齋藤委員** 先ほど先生が言われたように、大学では、私も大学の理事を拝命していた時に、文科省から補助金を頂く時は、かなり細かいところまで書類提出をしました。中にはそれが嫌で自主・自立している大学もありました。一方では、それでは厳しいという大学もあります。大学がもらう助成金があれば、NPOでもらうような助成金もあるし、様々な助成金があるので、どの目線で、どういう意見を言えばいいのかが難しかったです。

**○事務局** どういう性格のものか分かりにくいですね。

**○齋藤委員** だから、何も分からずに、今日は自分の視点で物事を捉えてお話をさせていただきました。もしそれが違う、もうちょっと違う目線が必要というのがあれば、今後はその視点で意見を述べさせていただきたいと思います。

そうしないと、毎回かみ合わないところで、委員同士が意見対立になりかねないような部分も出てくるなど今日感じました。

**○議長** 補助金の在り方、非常に難しいところがありますね。競争的資金のような形は、こういう取組をやりたいから助成金が欲しいと出してきて、それを審査するのだったら簡単だと思うのですね。

今回、このような活動はずっと区が掲げながらやってきた活動を継続的にやってもらうための支援になっているところがあるので、区としては切るに切れないところだし、なおかつ言い過ぎてはいけないということもありますよね。非常に難しい。

**○澤村委員** 多分きちんと活用されていると思います。使っていることは、文化的なことだし、スポーツ的なことだし、悪いことに使っているわけではないと思うのですけれども。

**○齋藤委員** その考え方でいかないと、疑ったら幾らでも出てきてしまうので。そのうえで、1つの意見として、毎回同じ予算が出てくると、果たして本当はどうか、ということぐらいは伝えていったほうがいいのではないかなと思います。そうしないと、なあなあ関係になり、最終的にはいろいろなところにはほころびが出るような気がします。

**○議長** それに近い状況があるのかもしれませんが、NPO法人であれば、会計を東京であれば総務局に出したり、チェック受けたり、時々指摘があったりするので、そういった外部のチェック入る場合もあるわけですが、内部監査だけだと、見逃してしまうこともあるかも分からないですね。

**○澤村委員** 毎回、同じ団体なのですか。補助金を申請してくる団体というのは。

**○事務局** 補助金の出し方は、自治体によって全くばらばらという状況の中で、葛飾区の場合は特別な経緯があります。地域スポーツクラブ以外の3団体に対して、40年以上

にわたって継続的に支出していましたが、数年前に地域スポーツクラブができてから、2団体が加わりました。長年3団体に支出してきたものが5団体に増えているという実態になります。

**○緒方委員** 今期のテーマの「区民の誰もが生涯にわたって学び続けることができる仕組みづくり」に、すごく関わると思うのですよね。やはり長く既得権みたいに、この団体には区からお金が出るという仕組みのまま行ってしまうと。では、新しい、意欲的な、必要な活動をしようという団体には区からの助成がなくて、広がっていけないというその仕組み自体が固定してしまって、うまく活動ができていないというのが今回のテーマではないかなと、私は感じます。

**○事務局** 補助金という側面から見れば、そうだと思うのですが、団体を支援したり、学習活動を支援する仕組みの中で、それが補助金なのか、何なのかということも含めて、そこは議論をすべきなのだろうと思っています。生涯学習課は生涯学習の活動をいろいろ支援しているわけですが、その支援の在り方は様々あって、それは団体の性格によってどういった形が適切なのかということも併せて議論をして、トータルでこういう支援のができますよということをお見せするというのが、目指すべき道かなと思っています。

**○齋藤委員** 難しいです。

**○緒方委員** そうですね。お金だけではなくて、組織基盤というか、我々も、ホームページをきれいなものを作って運営して、となると大変だなとか。そこも専門家に助けをいただいたり、自分たちで頑張って勉強したり、また、何か運営するための資金を自分たちで集めるとか、何かそういうきっかけも頂けるとありがたいなと思います。

**○議長** 今日、協議テーマに関わるものがたくさん出てきたと思います。ぜひ、そこを具体的にどのような仕組みが必要なのかとか、それをぜひ考えていければいいなと思います。ありがとうございました。

## 6 今後の会議日程

**○議長** では、今後の会議の日程なのですが、次回の会議については、7月18日の火曜日の午後2時から予定されております。

また、今後どのように会議を進めていくのか、事務局も含めて、まだ見通しは立っておりませんので、7月に入ったところで、事務局と正副メンバーが集まって調整したいと思いますので、進め方については次回、議論していきたいと思います。

閉会に当たりまして、萩原副議長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

**○副議長** 私は、初めて葛飾区のこの委員の会議に参加させていただいて、本当に勉強になりました。他の区で、同じく社会教育委員を3つほどやってきたのですけれども、やはり第1回目はこの補助金なのです。自治体によって、補助金の趣旨とか枠組みが違うのだなということ、今回すごく感じました。

例えば他の区では、ボーイスカウト、ガールスカウトとか、PTAとか、そういうところにも出しているのですね。子ども会は大体出していますけれども、体育協会とか、文化協会とか、ちょっと網羅的にやっている、ある意味区の外郭団体といったらいいのでしょうかね。そういったところに充てていくというのは初めての経験でした。

だから、そう考えると、いろいろと比較してみると、葛飾区は葛飾区さんの今までの伝統、歴史の中で、どういうところに補助金を当てていこうと考えてきたのかということ、1回言語化、「見える化」して、来年度以降も補助金のときに、まず第1回目のときに各委員の皆さんにちょっとレクチャーいただけるといいと思いました。

葛飾区では、こういう趣旨で補助金を出しています、この申請してきた団体のこここのポイントをチェックしてください、というふうに具体的にチェックポイントを出していただけると、我々もここの会議で、この補助金はこういう趣旨で、こういうところを見るべきなのだということで、統一で我々も意見交換できるかなと思います。そこはちょっと私自身、だんだん議論を伺っているうちに分かってきたというか、今まで私も分かっていなかったのです。それがすごく勉強になりました。本日は、お疲れさまでした。

—閉会—